

原発本第48号  
2022年7月7日

原子力規制委員会 殿

住 所 福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号  
申 請 者 名 九州電力株式会社  
代表者氏名 代表取締役社長執行役員 池辺 和弘

#### 川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の一部補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項の規定に基づき、2022年4月11日付け、原発本第4号をもって変更認可申請しました、川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書について、下記のとおり一部補正いたします。

#### 記

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の本文及び別添（川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表）について、下記のとおり一部補正する。

- ・本文のうち「2. 変更の理由」及び「3. 施行期日」を添付1のとおり一部補正する。
- ・別添（川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表）を添付2のとおり一部補正する。

以上

## 添付 1

本文のうち「2. 変更の理由」及び「3. 施行期日」の一部補正

## 2. 変更の理由

(1) 緊急時対策棟（指揮所）と緊急時対策棟（休憩所）の接続による緊急時対策所機能の移行に伴う変更

緊急時対策棟（指揮所）と緊急時対策棟（休憩所）を接続し、緊急時対策所機能を緊急時対策所（指揮所）から緊急時対策所（緊急時対策棟内）に移行するため、関連する条文の変更を行う。

- ・第 83 条（重大事故等対処設備）
- ・第 87 条（予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合）
- ・添付 2 火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準
- ・添付 3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準

(2) 記載の適正化に伴う変更

第 71 条（外部電源）について、記載の適正化（名称の変更）を行うため変更を行う。

## 3. 施行期日

(1) この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、10 日以内に施行する。

(2) 緊急時対策棟（指揮所）と緊急時対策棟（休憩所）の接続による緊急時対策所機能の移行に伴う変更に係る規定については、緊急時対策棟（指揮所）と緊急時対策棟（休憩所）の接続による緊急時対策所機能の移行に係る使用前確認終了日以降に適用することとし、それ以前は従前の例による。

別添（川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表）の一部補正

枠囲みの内容については、商業機密に係る事項又はテロ対策  
における機密に係る事項であるため公開できません。

## 川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>(外部電源) 第71条 モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、外部電源※1は、表71-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>(中略)</p>	<p>(外部電源) 第71条 モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、外部電源※1は、表71-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>(中略)</p>	<p>・記載の適正化(名称の変更) に伴う変更</p>

表71-1 項目 運転上の制限	
外部電源	(1) 3回線※2以上が動作可能であること※3 (2) (1)の外部電源のうち、1回線以上は他の回線に対して独立性を有していること※4※5

※2：外部電源の回線数は、当該原子炉に対する個々の非常用高圧母線全てに対して電力供給することができる発電所外からの送電線の回線数とする（以下、各条において同じ）。

※3：送電線事故の瞬停時は、運転上の制限を適用しない。

※4：独立性を有するとは、「送電線の上流において1つの変電所又は開閉所のみに連系しないこと」をいう。

※5：1つの変電所又は開閉所のルートにより供給している場合であっても、設備構成として、別ルート（川内火力発電所の開閉所又は新鹿児島変電所を経由した受電可能なルート）での連系が可能な状態であれば、独立性を有しているとみなすことができる。

表71-1 項目 運転上の制限	
外部電源	(1) 3回線※2以上が動作可能であること※3 (2) (1)の外部電源のうち、1回線以上は他の回線全てに対して独立性を有していること※4※5

※2：外部電源の回線数は、当該原子炉に対する個々の非常用高圧母線全てに対して電力供給することができる発電所外からの送電線の回線数とする（以下、各条において同じ）。

※3：送電線事故の瞬停時は、運転上の制限を適用しない。

※4：独立性を有するとは、「送電線の上流において1つの変電所又は開閉所のみに連系しないこと」をいう。

※5：1つの変電所又は開閉所のルートにより供給している場合であっても、設備構成として、別ルート（川内火力発電所の開閉所又は新鹿児島変電所を経由した受電可能なルート）での連系が可能な状態であれば、独立性を有しているとみなすことができる。

# 川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	更 後	備 考																																																																						
<p>表 83-19 緊急時対策所 (指揮所)</p> <p>83-19-1 代替電源設備からの給電</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所用発電機車</td> <td>(1) 緊急時対策所用発電機車による電源系<sup>*</sup>1が動作可能であること 緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ (2) 緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ1台が動作可能であること 緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクの油量が□kℓ<sup>*</sup>2以上 (3) 緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクの油量が□kℓ<sup>*</sup>2以上 あること</td> <td>(1) 緊急時対策所用発電機車による電源系<sup>*</sup>1が動作可能であること 緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ (2) 緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ1台が動作可能であること (3) 緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクの油量が□kℓ<sup>*</sup>2以上 あること</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>適用モード</td> <td>適用モード</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ビットに燃料体 を貯蔵している期間</td> <td>モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ビットに燃料体 を貯蔵している期間</td> <td>モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ビットに燃料体 を貯蔵している期間</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ビットに燃料体 を貯蔵している期間</td> <td>モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ビットに燃料体 を貯蔵している期間</td> <td>モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ビットに燃料体 を貯蔵している期間</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：電源系には、緊急時対策所用発電機車2台が健全であることを含む。 ※2：緊急時対策所用発電機車が運転中及び運転終了後の24時間は、運転上の制限を適用しない。 ※3：緊急時対策所（緊急時対策所（指揮所）当たりの合計所要数</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所用発電機車</td> <td>発電機を起動し、運転状態（電圧等） に異常がないことを確認する。 発電機を起動し、動作可能であるこ とを確認する。</td> <td>発電機を起動し、運転状態（電圧等） に異常がないことを確認する。 発電機を起動し、動作可能であるこ とを確認する。</td> <td>1年に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ</td> <td>ポンプを起動し、動作可能であるこ とを確認する。</td> <td>ポンプを起動し、動作可能であるこ とを確認する。</td> <td>3か月に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク</td> <td>油量を確認する。</td> <td>油量を確認する。</td> <td>3か月に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	運転上の制限	緊急時対策所用発電機車	(1) 緊急時対策所用発電機車による電源系 <sup>*</sup> 1が動作可能であること 緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ (2) 緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ1台が動作可能であること 緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクの油量が□kℓ <sup>*</sup> 2以上 (3) 緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクの油量が□kℓ <sup>*</sup> 2以上 あること	(1) 緊急時対策所用発電機車による電源系 <sup>*</sup> 1が動作可能であること 緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ (2) 緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ1台が動作可能であること (3) 緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクの油量が□kℓ <sup>*</sup> 2以上 あること	適用モード	適用モード	適用モード	モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ビットに燃料体 を貯蔵している期間	モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ビットに燃料体 を貯蔵している期間	モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ビットに燃料体 を貯蔵している期間	モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ビットに燃料体 を貯蔵している期間	モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ビットに燃料体 を貯蔵している期間	モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ビットに燃料体 を貯蔵している期間	項目	確認事項	確認事項	頻度	担当	緊急時対策所用発電機車	発電機を起動し、運転状態（電圧等） に異常がないことを確認する。 発電機を起動し、動作可能であるこ とを確認する。	発電機を起動し、運転状態（電圧等） に異常がないことを確認する。 発電機を起動し、動作可能であるこ とを確認する。	1年に1回	防災課長	緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ	ポンプを起動し、動作可能であるこ とを確認する。	ポンプを起動し、動作可能であるこ とを確認する。	3か月に1回	防災課長	緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク	油量を確認する。	油量を確認する。	3か月に1回	防災課長	<p>表 83-19 緊急時対策所 (緊急時対策所（指揮所）)</p> <p>83-19-1 代替電源設備からの給電</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所用発電機車</td> <td>(1) 緊急時対策所用発電機車による電源系<sup>*</sup>1が動作可能であること 緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ (2) 緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ1台が動作可能であること (3) 緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクの油量が□kℓ<sup>*</sup>2以上 あること</td> <td>(1) 緊急時対策所用発電機車による電源系<sup>*</sup>1が動作可能であること 緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ (2) 緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ1台が動作可能であること (3) 緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクの油量が□kℓ<sup>*</sup>2以上 あること</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>適用モード</td> <td>適用モード</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ビットに燃料体 を貯蔵している期間</td> <td>モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ビットに燃料体 を貯蔵している期間</td> <td>モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ビットに燃料体 を貯蔵している期間</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ビットに燃料体 を貯蔵している期間</td> <td>モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ビットに燃料体 を貯蔵している期間</td> <td>モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ビットに燃料体 を貯蔵している期間</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：電源系には、緊急時対策所用発電機車2台が健全であることを含む。 ※2：緊急時対策所用発電機車が運転中及び運転終了後の24時間は、運転上の制限を適用しない。 ※3：緊急時対策所（緊急時対策所（指揮所）当たりの合計所要数</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所用発電機車</td> <td>発電機を起動し、運転状態（電圧等） に異常がないことを確認する。 発電機を起動し、動作可能であるこ とを確認する。</td> <td>発電機を起動し、運転状態（電圧等） に異常がないことを確認する。 発電機を起動し、動作可能であるこ とを確認する。</td> <td>1年に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ</td> <td>ポンプを起動し、動作可能であるこ とを確認する。</td> <td>ポンプを起動し、動作可能であるこ とを確認する。</td> <td>3か月に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク</td> <td>油量を確認する。</td> <td>油量を確認する。</td> <td>3か月に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	運転上の制限	緊急時対策所用発電機車	(1) 緊急時対策所用発電機車による電源系 <sup>*</sup> 1が動作可能であること 緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ (2) 緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ1台が動作可能であること (3) 緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクの油量が□kℓ <sup>*</sup> 2以上 あること	(1) 緊急時対策所用発電機車による電源系 <sup>*</sup> 1が動作可能であること 緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ (2) 緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ1台が動作可能であること (3) 緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクの油量が□kℓ <sup>*</sup> 2以上 あること	適用モード	適用モード	適用モード	モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ビットに燃料体 を貯蔵している期間	モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ビットに燃料体 を貯蔵している期間	モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ビットに燃料体 を貯蔵している期間	モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ビットに燃料体 を貯蔵している期間	モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ビットに燃料体 を貯蔵している期間	モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ビットに燃料体 を貯蔵している期間	項目	確認事項	確認事項	頻度	担当	緊急時対策所用発電機車	発電機を起動し、運転状態（電圧等） に異常がないことを確認する。 発電機を起動し、動作可能であるこ とを確認する。	発電機を起動し、運転状態（電圧等） に異常がないことを確認する。 発電機を起動し、動作可能であるこ とを確認する。	1年に1回	防災課長	緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ	ポンプを起動し、動作可能であるこ とを確認する。	ポンプを起動し、動作可能であるこ とを確認する。	3か月に1回	防災課長	緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク	油量を確認する。	油量を確認する。	3か月に1回	防災課長	<p>・緊急時対策所（指揮所）と緊急時対策棟（休憩所）の接続による緊急時対策所機能の移行に伴う変更</p>
項目	運転上の制限	運転上の制限																																																																						
緊急時対策所用発電機車	(1) 緊急時対策所用発電機車による電源系 <sup>*</sup> 1が動作可能であること 緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ (2) 緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ1台が動作可能であること 緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクの油量が□kℓ <sup>*</sup> 2以上 (3) 緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクの油量が□kℓ <sup>*</sup> 2以上 あること	(1) 緊急時対策所用発電機車による電源系 <sup>*</sup> 1が動作可能であること 緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ (2) 緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ1台が動作可能であること (3) 緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクの油量が□kℓ <sup>*</sup> 2以上 あること																																																																						
適用モード	適用モード	適用モード																																																																						
モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ビットに燃料体 を貯蔵している期間	モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ビットに燃料体 を貯蔵している期間	モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ビットに燃料体 を貯蔵している期間																																																																						
モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ビットに燃料体 を貯蔵している期間	モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ビットに燃料体 を貯蔵している期間	モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ビットに燃料体 を貯蔵している期間																																																																						
項目	確認事項	確認事項	頻度	担当																																																																				
緊急時対策所用発電機車	発電機を起動し、運転状態（電圧等） に異常がないことを確認する。 発電機を起動し、動作可能であるこ とを確認する。	発電機を起動し、運転状態（電圧等） に異常がないことを確認する。 発電機を起動し、動作可能であるこ とを確認する。	1年に1回	防災課長																																																																				
緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ	ポンプを起動し、動作可能であるこ とを確認する。	ポンプを起動し、動作可能であるこ とを確認する。	3か月に1回	防災課長																																																																				
緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク	油量を確認する。	油量を確認する。	3か月に1回	防災課長																																																																				
項目	運転上の制限	運転上の制限																																																																						
緊急時対策所用発電機車	(1) 緊急時対策所用発電機車による電源系 <sup>*</sup> 1が動作可能であること 緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ (2) 緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ1台が動作可能であること (3) 緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクの油量が□kℓ <sup>*</sup> 2以上 あること	(1) 緊急時対策所用発電機車による電源系 <sup>*</sup> 1が動作可能であること 緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ (2) 緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ1台が動作可能であること (3) 緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクの油量が□kℓ <sup>*</sup> 2以上 あること																																																																						
適用モード	適用モード	適用モード																																																																						
モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ビットに燃料体 を貯蔵している期間	モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ビットに燃料体 を貯蔵している期間	モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ビットに燃料体 を貯蔵している期間																																																																						
モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ビットに燃料体 を貯蔵している期間	モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ビットに燃料体 を貯蔵している期間	モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ビットに燃料体 を貯蔵している期間																																																																						
項目	確認事項	確認事項	頻度	担当																																																																				
緊急時対策所用発電機車	発電機を起動し、運転状態（電圧等） に異常がないことを確認する。 発電機を起動し、動作可能であるこ とを確認する。	発電機を起動し、運転状態（電圧等） に異常がないことを確認する。 発電機を起動し、動作可能であるこ とを確認する。	1年に1回	防災課長																																																																				
緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ	ポンプを起動し、動作可能であるこ とを確認する。	ポンプを起動し、動作可能であるこ とを確認する。	3か月に1回	防災課長																																																																				
緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク	油量を確認する。	油量を確認する。	3か月に1回	防災課長																																																																				

# 川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	更 後	備 考
83-19-2 居住性の確保	83-19-2 居住性の確保	
(1) 運転上の制限		
(1) 運転上の制限	運転上の制限	運転上の制限
項目	項目	項目
緊急時対策所非常用空気淨化系 緊急時対策所加圧設備 居住性確保設備	(1)緊急時対策所非常用空気淨化系1系統※1以上が動作可能であること (2)緊急時対策所加圧設備※2が使用可能であること (3)酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること (4)緊急時対策所エリアモニタの所要数が動作可能であること	(1)緊急時対策所非常用空気淨化ファン1台※3 (2)緊急時対策所加圧設備※2が使用可能であること (3)酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること (4)緊急時対策所エリアモニタの所要数が動作可能であること
適用モード	適用モード	適用モード
設 備	設 備	設 備
モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ビットに燃料体 を貯蔵している期間	モード1、2、3、4、5、6 空気ボンベ(緊急時対策所用) 酸素濃度計 二酸化炭素濃度計 緊急時対策所エリアモニタ 可搬型エリアモニタ(加圧判断用)	モード1、2、3、4、5、6 空気ボンベ(緊急時対策所用) 酸素濃度計 二酸化炭素濃度計 緊急時対策所エリアモニタ 可搬型エリアモニタ(加圧判断用)
所要数	1台※3 1基※3 1,400本以上※3 2個※3 2個※3 2個※3 ※4	1台※3 1基※3 1,400本以上※3 2個※3 2個※3 2個※3 ※4
※1 : 1系統とは、緊急時対策所非常用空気淨化ファン1台及び緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニット1基		
※2 : 緊急時対策所加圧設備とは、空気ボンベ(緊急時対策所用) 1,400本以上		
※3 : 緊急時対策所(指揮所)当たりの合計所要数		
※4 : 「83-18-1 監視測定設備」において運転上の制限を定める。		
(2) 確認事項		
項目	確認事項	確認事項
緊急時対策所非常用空気淨化系	緊急時対策所非常用空気淨化系(ファン及びフィルタユニット)が動作可能であることを確認する。	緊急時対策所非常用空気淨化系(ファン及びフィルタユニット)が動作可能であることを確認する。
酸素濃度計	緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニットのよう素除去効率(総合除去効率)が99.75% (有機よう素)以上及び99.99% (無機よう素)以上であることを確認する。	緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニットのよう素除去効率(総合除去効率)が99.75% (有機よう素)以上及び99.99% (無機よう素)以上であることを確認する。
二酸化炭素濃度計	緊急時対策所加圧設備が使用可能であることを確認する。	緊急時対策所加圧設備が使用可能であることを確認する。
緊急時対策所エリアモニタ	緊急時対策所エリアモニタの機能を確認する。	緊急時対策所エリアモニタの機能を確認する。
※1 : 1系統とは、緊急時対策所非常用空気淨化ファン1台及び緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニット1基		
※2 : 緊急時対策所加圧設備とは、空気ボンベ(緊急時対策所用) 1,400本以上		
※3 : 緊急時対策所(指揮所)当たりの合計所要数		
※4 : 「83-18-1 監視測定設備」において運転上の制限を定める。		
(2) 確認事項		
項目	確認事項	確認事項
緊急時対策所非常用空気淨化系	緊急時対策所非常用空気淨化系(ファン及びフィルタユニット)が動作可能であることを確認する。	緊急時対策所非常用空気淨化系(ファン及びフィルタユニット)が動作可能であることを確認する。
酸素濃度計	緊急時対策所加圧設備が使用可能であることを確認する。	緊急時対策所加圧設備が使用可能であることを確認する。
二酸化炭素濃度計	緊急時対策所エリアモニタが動作可能であることを確認する。	緊急時対策所エリアモニタが動作可能であることを確認する。
緊急時対策所エリアモニタ	緊急時対策所エリアモニタの機能を確認する。	緊急時対策所エリアモニタの機能を確認する。
※1 : 1系統とは、緊急時対策所非常用空気淨化ファン1台及び緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニット1基		
※2 : 緊急時対策所加圧設備とは、空気ボンベ(緊急時対策所用) 1,400本以上		
※3 : 緊急時対策所(指揮所)当たりの合計所要数		
※4 : 「83-18-1 監視測定設備」において運転上の制限を定める。		

# 川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

第 87 条（予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合）		備 考										
<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策棟（指揮所）と緊急時対策所（機関所）の接続による緊急時対策所機能の移行に伴う変更</li> </ul>												
表 87-1（続き）												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th><th>点検対象設備</th><th>第 87 条適用時期</th><th>点検時の措置</th><th>実施頻度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 83 条 (83-19-1)</td><td>・緊急時対策所用発電機車による電源系を構成する共通系統</td><td>モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ビットに燃料体を貯蔵している期間</td><td>・緊急時対策所（緊急時対策棟内）の立上げに影響を与えないよう、点検対象設備を確実に復旧できるよう、体制及び手順を整備する。</td><td>点検前<sup>#3</sup></td></tr> </tbody> </table>		関連条文	点検対象設備	第 87 条適用時期	点検時の措置	実施頻度	第 83 条 (83-19-1)	・緊急時対策所用発電機車による電源系を構成する共通系統	モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ビットに燃料体を貯蔵している期間	・緊急時対策所（緊急時対策棟内）の立上げに影響を与えないよう、点検対象設備を確実に復旧できるよう、体制及び手順を整備する。	点検前 <sup>#3</sup>	
関連条文	点検対象設備	第 87 条適用時期	点検時の措置	実施頻度								
第 83 条 (83-19-1)	・緊急時対策所用発電機車による電源系を構成する共通系統	モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ビットに燃料体を貯蔵している期間	・緊急時対策所（緊急時対策棟内）の立上げに影響を与えないよう、点検対象設備を確実に復旧できるよう、体制及び手順を整備する。	点検前 <sup>#3</sup>								
<p>※3：運転上の制限外に移行する前に順次実施し、その全てが終了した時点から 24 時間以内に運転上の制限外に移行する。なお、移行前に実施した措置については、移行時点で完了したものとみなす。</p> <p>※4：「動作可能であることを確認」とは、ディーゼル発電機 2 基<sup>#4</sup>を起動し動作可能であることを確認する。ただし、第 87 条適用時期が使用済燃料ビットに燃料体を貯蔵している期間で、かつ、点検期間が 30 日を超えない場合は、最近の記録により動作可能であることを確認する。</p> <p>※5：モード1、2、3 及び4以外ではディーゼル発電機に非常用発電機 1 基を含めることができる。</p>												
第 87 条（予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合）												
<ul style="list-style-type: none"> <li>変 更 前</li> </ul>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th><th>点検対象設備</th><th>第 87 条適用時期</th><th>点検時の措置</th><th>実施頻度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 83 条 (83-19-1)</td><td>・緊急時対策所用発電機車による電源系を構成する共通系統</td><td>モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ビットに燃料体を貯蔵している期間</td><td>・緊急時対策所（指揮所）の立上げに影響を与えないよう、点検対象設備を確実に復旧できるよう、体制及び手順を整備する。</td><td>点検前<sup>#3</sup></td></tr> </tbody> </table>		関連条文	点検対象設備	第 87 条適用時期	点検時の措置	実施頻度	第 83 条 (83-19-1)	・緊急時対策所用発電機車による電源系を構成する共通系統	モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ビットに燃料体を貯蔵している期間	・緊急時対策所（指揮所）の立上げに影響を与えないよう、点検対象設備を確実に復旧できるよう、体制及び手順を整備する。	点検前 <sup>#3</sup>	
関連条文	点検対象設備	第 87 条適用時期	点検時の措置	実施頻度								
第 83 条 (83-19-1)	・緊急時対策所用発電機車による電源系を構成する共通系統	モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ビットに燃料体を貯蔵している期間	・緊急時対策所（指揮所）の立上げに影響を与えないよう、点検対象設備を確実に復旧できるよう、体制及び手順を整備する。	点検前 <sup>#3</sup>								
<p>※3：運転上の制限外に移行する前に順次実施し、その全てが終了した時点から 24 時間以内に運転上の制限外に移行する。なお、移行前に実施した措置については、移行時点で完了したものとみなす。</p> <p>※4：「動作可能であることを確認」とは、ディーゼル発電機 2 基<sup>#4</sup>を起動し動作可能であることを確認する。ただし、第 87 条適用時期が使用済燃料ビットに燃料体を貯蔵している期間で、かつ、点検期間が 30 日を超えない場合は、最近の記録により動作可能であることを確認する。</p> <p>※5：モード1、2、3 及び4以外ではディーゼル発電機に非常用発電機 1 基を含めることができる。</p>												
第 87 条（予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合）												
<ul style="list-style-type: none"> <li>変 更 後</li> </ul>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th><th>点検対象設備</th><th>第 87 条適用時期</th><th>点検時の措置</th><th>実施頻度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 83 条 (83-19-1)</td><td>・緊急時対策所用発電機車による電源系を構成する共通系統</td><td>モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ビットに燃料体を貯蔵している期間</td><td>・緊急時対策所（指揮所）の立上げに影響を与えないよう、点検対象設備を確実に復旧できるよう、体制及び手順を整備する。</td><td>点検前<sup>#3</sup></td></tr> </tbody> </table>		関連条文	点検対象設備	第 87 条適用時期	点検時の措置	実施頻度	第 83 条 (83-19-1)	・緊急時対策所用発電機車による電源系を構成する共通系統	モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ビットに燃料体を貯蔵している期間	・緊急時対策所（指揮所）の立上げに影響を与えないよう、点検対象設備を確実に復旧できるよう、体制及び手順を整備する。	点検前 <sup>#3</sup>	
関連条文	点検対象設備	第 87 条適用時期	点検時の措置	実施頻度								
第 83 条 (83-19-1)	・緊急時対策所用発電機車による電源系を構成する共通系統	モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ビットに燃料体を貯蔵している期間	・緊急時対策所（指揮所）の立上げに影響を与えないよう、点検対象設備を確実に復旧できるよう、体制及び手順を整備する。	点検前 <sup>#3</sup>								
<p>※3：運転上の制限外に移行する前に順次実施し、その全てが終了した時点から 24 時間以内に運転上の制限外に移行する。なお、移行前に実施した措置については、移行時点で完了したものとみなす。</p> <p>※4：「動作可能であることを確認」とは、ディーゼル発電機 2 基<sup>#4</sup>を起動し動作可能であることを確認する。ただし、第 87 条適用時期が使用済燃料ビットに燃料体を貯蔵している期間で、かつ、点検期間が 30 日を超えない場合は、最近の記録により動作可能であることを確認する。</p> <p>※5：モード1、2、3 及び4以外ではディーゼル発電機に非常用発電機 1 基を含めることができる。</p>												

## 川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>(施行期日) 1 この規定は、2021年10月29日から施行する。</p> <p>2 第73条（ディーゼル発電機一モード1、2、3及び4以外）の表73-1について、非常用発電機の運用を開始するまでは、所要の電力供給が可能な場合、他の号炉のディーゼル発電機又は移動式発電装置を非常用発電機とみなすことができる。</p> <p>3 緊急時対策所（指揮所）の設置及び緊急時対策所機能の移行に伴う変更に係る規定については、緊急時対策所（指揮所）に係る使用前検査合格日以降に適用することとし、それ以前は従前の例による。</p>	<p>(施行期日) 1 この規定は、20XX年XX月XX日から施行する。</p> <p>2 第73条（ディーゼル発電機一モード1、2、3及び4以外）の表73-1について、非常用発電機の運用を開始するまでは、所要の電力供給が可能な場合、他の号炉のディーゼル発電機又は移動式発電装置を非常用発電機とみなすことができる。</p> <p>3 緊急時対策所（指揮所）と緊急時対策機（休憩所）の接続による緊急時対策所機能の移行に伴う変更に係る規定については、緊急時対策機（指揮所）と緊急時対策機（休憩所）の接続による緊急時対策所機能の移行に係る使用前検査合格日以降に適用することとし、それ以前は従前の例による。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・緊急時対策機（指揮所）と緊急時対策機（休憩所）の接続による緊急時対策所機能の移行に伴う変更</li><li>・記載の適正化（名称の変更）に伴う変更</li></ul>

# 川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

前 前 更 变	後 变 更 变	備 考
<附則第3項 従前の例> 表 83-19 緊急時対策所 (緊急時対策所 (指揮所))	緊急時対策所用発電機車による電源系 <sup>*</sup> が動作可能であること 緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ 緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク 緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクの油量が <sup>□</sup> 以上 あること 緊急時対策所用発電機車 緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ 緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク <sup>□</sup> kJ <sup>*2</sup>	・緊急時対策所 (指揮所) と緊急時対策所 (指揮所) の接続による緊急時対策所機能の移行に伴う変更

## 83-19-1 代替電源設備からの給電

### (1) 運転上の制限

項目	運転上の制限
緊急時対策所用発電機車 緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ 緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク	(1) 緊急時対策所用発電機車による電源系 <sup>*</sup> が動作可能であること (2) 緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ 1台が動作可能であること (3) 緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクの油量が <sup>□</sup> 以上 あること
適用モード	所要数
モード1、2、3、4、5、6 及び車用燃料ビットに燃料体を貯蔵している期間	1台×2 <sup>*3</sup> 1台 <sup>*3</sup> <sup>□</sup> kJ <sup>*2</sup>

\*1：電源系には、緊急時対策所用発電機車2台が健全であることを含む。

\*2：緊急時対策所用発電機車が運転中及び運転終了後の24時間は、運転上の制限を適用しない。

\*3：緊急時対策所 (指揮所) 当たりの合計所要数

### (2) 確認事項

項目	確認事項	頻度	担当
緊急時対策所用発電機車	発電機を起動し、運転状態(電圧等)に異常がないことを確認する。	1年に1回	防災課長
緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ	発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	3か月に1回	防災課長
緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク	ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	3か月に1回	防災課長
	油量を確認する。	3か月に1回	防災課長

(規定なし)

# 川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考																												
<附則第3項 従前の例> 83-19-2 居住性の確保	<p>緊急時対策所非常用空気淨化系 緊急時対策所加圧設備 居住性確保設備</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所非常用空気淨化系 緊急時対策所加圧設備 居住性確保設備</td> <td>(1) 緊急時対策所非常用空気淨化系1系統※1以上が動作可能であること (2) 緊急時対策所加圧設備※2が使用可能であること (3) 酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること (4) 緊急時対策所エリアモニタの所要数が動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>緊急時対策所非常用空気淨化ファン 緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニット 空気ボンベ 酸素濃度計 二酸化炭素濃度計 緊急時対策所エリアモニタ 可搬型エリアモニタ（加圧判断用）</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5、6 及び使用燃料ビットに燃料体 を貯蔵している期間</td> <td>所要数 1台※3 1基※3 1,400本以上※3 2個※3 2個※3 2個※3 ※4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1系統とは、緊急時対策所非常用空気淨化ファン1台及び緊急時対策所非常用空氣淨化フィルタユニット1基。</p> <p>※2：緊急時対策所加圧設備とは、空気ボンベ（緊急時対策所用）1,400本以上。</p> <p>※3：緊急時対策所（指揮所）当たりの合計所要数</p> <p>※4：「83-18-1 監視測定設備」において運転上の制限を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所非常用空気淨化系</td> <td>緊急時対策所非常用空気淨化系（ファン及びフィルタユニット）が動作可能であることを確認する。 緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニットのよう素除去効率（総合除去効率）が99.99%（無機よう素）以上であることを確認する。 緊急時対策所加圧設備が使用可能であることを確認する。</td> <td>1年に1回</td> <td>保修課長</td> </tr> <tr> <td>酸素濃度計</td> <td>酸素濃度計が使用可能であることを確認する。</td> <td>3か月に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素濃度計</td> <td>二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。</td> <td>3か月に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所エリアモニタ</td> <td>緊急時対策所エリアモニタの機能を確認する。 緊急時対策所エリアモニタが動作可能であることを確認する。</td> <td>1年に1回</td> <td>安全管理課長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	緊急時対策所非常用空気淨化系 緊急時対策所加圧設備 居住性確保設備	(1) 緊急時対策所非常用空気淨化系1系統※1以上が動作可能であること (2) 緊急時対策所加圧設備※2が使用可能であること (3) 酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること (4) 緊急時対策所エリアモニタの所要数が動作可能であること	適用モード	緊急時対策所非常用空気淨化ファン 緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニット 空気ボンベ 酸素濃度計 二酸化炭素濃度計 緊急時対策所エリアモニタ 可搬型エリアモニタ（加圧判断用）	モード1、2、3、4、5、6 及び使用燃料ビットに燃料体 を貯蔵している期間	所要数 1台※3 1基※3 1,400本以上※3 2個※3 2個※3 2個※3 ※4	項目	確認事項	頻度	担当	緊急時対策所非常用空気淨化系	緊急時対策所非常用空気淨化系（ファン及びフィルタユニット）が動作可能であることを確認する。 緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニットのよう素除去効率（総合除去効率）が99.99%（無機よう素）以上であることを確認する。 緊急時対策所加圧設備が使用可能であることを確認する。	1年に1回	保修課長	酸素濃度計	酸素濃度計が使用可能であることを確認する。	3か月に1回	防災課長	二酸化炭素濃度計	二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。	3か月に1回	防災課長	緊急時対策所エリアモニタ	緊急時対策所エリアモニタの機能を確認する。 緊急時対策所エリアモニタが動作可能であることを確認する。	1年に1回	安全管理課長	<p>緊急時対策所（指揮所）と緊急時対策棟（指揮所）の接続による緊急時対策機能の移行に伴う変更</p>
項目	運転上の制限																													
緊急時対策所非常用空気淨化系 緊急時対策所加圧設備 居住性確保設備	(1) 緊急時対策所非常用空気淨化系1系統※1以上が動作可能であること (2) 緊急時対策所加圧設備※2が使用可能であること (3) 酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること (4) 緊急時対策所エリアモニタの所要数が動作可能であること																													
適用モード	緊急時対策所非常用空気淨化ファン 緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニット 空気ボンベ 酸素濃度計 二酸化炭素濃度計 緊急時対策所エリアモニタ 可搬型エリアモニタ（加圧判断用）																													
モード1、2、3、4、5、6 及び使用燃料ビットに燃料体 を貯蔵している期間	所要数 1台※3 1基※3 1,400本以上※3 2個※3 2個※3 2個※3 ※4																													
項目	確認事項	頻度	担当																											
緊急時対策所非常用空気淨化系	緊急時対策所非常用空気淨化系（ファン及びフィルタユニット）が動作可能であることを確認する。 緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニットのよう素除去効率（総合除去効率）が99.99%（無機よう素）以上であることを確認する。 緊急時対策所加圧設備が使用可能であることを確認する。	1年に1回	保修課長																											
酸素濃度計	酸素濃度計が使用可能であることを確認する。	3か月に1回	防災課長																											
二酸化炭素濃度計	二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。	3か月に1回	防災課長																											
緊急時対策所エリアモニタ	緊急時対策所エリアモニタの機能を確認する。 緊急時対策所エリアモニタが動作可能であることを確認する。	1年に1回	安全管理課長																											

# 川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<附則第3項 従前の例>	<p>第87条（予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合）</p> <p>※3：運転上の制限外に移行する前に順次実施し、その全てが終了した時点から24時間以内に運転上の制限外に移行する。なお、移行前に実施した措置については、移行時点で完了したものとみなす。</p> <p>※4：「動作可能であることを確認」とは、ディーゼル発電機2基<sup>※5</sup>を起動し動作可能であることを確認する。ただし、第87条適用時期が使用済燃料ビットに燃料体を貯蔵している期間で、かつ、点検期間が30日を超えない場合は、最近の記録により動作可能であることを確認する。</p> <p>※5：モード1、2、3及び4以外ではディーゼル発電機に非常用発電機1基を含めることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策棟（指揮所）と緊急時対策（機関所）の接続による緊急時対策所機能の移行に伴う変更</li> </ul>

表87-1（続き）

関連条文	点検対象設備	第87条適用時期	点検時の措置	実施頻度
第83条 (83-19-1)	・緊急時対策所用発電機車による電源系を構成する共通系統	モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ビットに燃料体を貯蔵している期間	・緊急時対策所（指揮所）の立上げに影響を与えないように、点検対象設備を確実に復旧できるよう、体制及び手順を整備する。	点検前 <sup>※3</sup>

（規定なし）

## 川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	更 前	変 更	後	備 考
<附則第3項 従前の例>				
火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準				・緊急時対策機（指揮所）と緊急時対策棟（休憩所）の接続による緊急時対策所機能の移行に伴う変更
1 火災 防災課長は、火災発生における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1.1項から1.5項を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課長（当直課長を除く。）は、火災防護計画に基づき、火災発生における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。				
<中 略>				
1.5 手順書の整備				
<中 略>				
(2) 各課長（当直課長を除く。）は、火災発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動を行っために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。				
<中 略>				
サ 外部火災によるばい煙発生時の対応 当直課長は、ばい煙発生時、外気取入ダンバの閉止、換気空調系の停止又は中央制御室及び安全補機開閉器室の閉回路循環運転による建屋内へのばい煙の侵入の防止を実施する。 防災課長は、ばい煙発生時、換気空調系の停止による緊急時対策所（指揮所）内へのばい煙の侵入の防止を実施する。				
シ 外部火災による有毒ガス発生時の対応 当直課長は、有毒ガス発生時、外気取入ダンバの閉止、換気空調系の停止又は中央制御室及び安全補機開閉器室の閉回路循環運転による建屋内への有毒ガスの侵入の防止を実施する。 防災課長は、有毒ガス発生時、換気空調系の停止による緊急時対策所（指揮所）内への有毒ガスの侵入の防止を実施する。				
<以下、省略>				

## 川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	更 前	変 更	後	備 考
<p>&lt;附則第3項 従前の例&gt;</p> <p>火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準</p> <p>3 火山影響等発生時、降雪 防災課長は、火山影響等及び降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の3.1項から3.4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課長（当直課長を除く。）は、計画に基づき、火山影響等及び降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>3.4 手順書の整備 (1) 各課長（当直課長を除く。）は、火山影響等及び降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>イ 降下水碎物の侵入防止 当直課長は、外気取入口に設置している平型フィルタ等の差圧監視、外気取入ダンバの閉止、換気空調系の停止又は中央制御室及び安全補機開閉器室の開回路保護運転による建屋内への降下水碎物の侵入防止を実施する。 防災課長は、換気空調系の停止による緊急時対策所（指揮所）内への降下水碎物の侵入防止を実施する。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>キ 緊急時対策所の居住性確保に関する対策 緊急時対策本部は、火山影響等発生時において、必要な数の要員を収容する等の緊急時対策本部としての機能を維持するため、換気空調系の停止及び居住性確保に必要な扉の開放を確認することにより緊急時対策所（指揮所）の居住性を確保する。換気空調系停止中は、酸素濃度及び二酸化炭素濃度を監視する。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対策本部（指揮所）と緊急時対策棟（休憩所）の接続による緊急時対策所機能の移行に伴う変更</li> </ul>

## 川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	更 前	変 更	後	備 考
<p>&lt;附則第3項 従前の例&gt;</p> <p><b>重大事故等及び大規模壊滅対応に係る実施基準</b></p> <p>1 重大事故等対策</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>1.1 体制の整備 教育訓練の実施及び資機材の配備</p> <p>(1) 体制の整備 ア 防災課長は、以下に示す重大事故等対策を実施する実施組織及びその支援組織の役割分担及び責任者などを規定文書に定め、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を確立する。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>(b) 対策組織の研修成び必要な役割分担は、以下のとおりとし、重大事故等対策を円滑に実施する。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>c 安全管理班は、発電所及びその周辺（周辺海域）における放射線量並びに放射性物質の濃度の状況把握、災害対策活動に従事する緊急時対策本部要員の被ばく管理、放射線管理上の立入制限区域の設定管理、中央制御室及び緊急時対策所（指揮所）におけるチエーンシングエリア設置を行う。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>(x) 重大事故等が発生した場合に速やかに対応するために実施組織に必要な要員として、第12条に規定する運転員、緊急時対策本部要員、重大事故等対策要員及び特重施設要員について、以下のとおり役割及び人数を割り当て確保する。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>b 重大事故等対策要員のうち初動対応要員は、中央制御室に参集するとともに、緊急時対策本部要員と初動後対応要員は、緊急時対策所（指揮所）に参集し、緊急時対策本部要員及び重大事故等対策要員の任務に応じた対応を行う。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対策本部（指揮所）と緊急時対策本部（指揮所）の接続による緊急時対策所機能の移行に伴う変更</li> </ul>

## 川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	更 前	変 更 後	備 考
<p>&lt;附則第3項 従前の例&gt; (続き)</p> <p>(イ) 実施組織及び支援組織が実効的に活動するため以下の施設及び設備等について管理する。</p> <p>a 支援組織が、必要なプラントのペラメータを確認するための緊急時運転ペラメータ伝送システム (SPDS) 及び SPDS データ表示装置、発電所内外に通信連絡を行い関係箇所と連携を図るための統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備等 (テレビ会議システムを含む。) を備えた緊急時対策所 (指揮所)</p> <p>b 實施組織が中央制御室、緊急時対策所 (指揮所) 及び現場との連携を図り作業内容及び現場状況の情報共有を実施するための携帯型電話設備等</p> <p>(ア) 支援組織の役割については、以下のとおりとし、重大事故等対策を円滑に実施する。</p> <p>a 発電所内外の組織への通報及び連絡を実施できるよう衛星携帯電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を用いて、広く情報提供を行う。</p> <p>b 原子炉施設の状態及び重大事故等対策の実施状況に係る情報は、緊急時対策本部の総括班にて一元的に集約管理し、発電所内で共有するとともに、本店対策本部と緊急時対策本部間において、衛星携帯電話設備、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備及び緊急時運転ペラメータ伝送システム (SPDS) 等を使用することにより、発電所の状況及び重大事故等対策の実施状況の情報共有を行う。</p> <p style="text-align: right;">&lt;以下、省略&gt;</p> <p style="text-align: right;">(規定なし)</p>			<p>・緊急時対策機関 (指揮所) と緊急時対策棟 (休憩所) の接続による緊急時対策機能の移行に伴う変更</p>

## 川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	更 前	<附則第3項 従前の例>	備 考
		<p>重大事故等の発生及び拡大の防止に必要な措置の運用手順等</p> <p>緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための手順等</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等</p> <p>最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等</p> <p>原子炉格納容器内の冷却等のための手順等</p> <p>原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等</p> <p>原子炉格納容器下部の釜融炉心を冷却するための手順等</p> <p>原子炉格納容器の破裂を防止するための手順等</p> <p>水素爆発による原子炉格納容器の破裂を防止するための手順等</p> <p>水素爆発による原子炉補助建屋等の損傷を防止するための手順等</p> <p>使用済燃料ビットの冷却等のための手順等</p> <p>発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等</p> <p>重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等</p> <p>電源の確保に関する手順等</p> <p>事故時の計画に関する手順等</p> <p>中央制御室の居住性等に関する手順等</p> <p>監視測定等に関する手順等</p> <p>緊急時対策所の居住性等に関する手順等(緊急時対策所(指揮所))</p> <p>通信連絡に関する手順等</p> <p>重大事故等対策における操作の成立性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対策機関(指揮所)と緊急時対策棟(休憩所)の接続による緊急時対策所機能の移行に伴う変更</li> </ul>

## 川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	更 前	<p style="text-align: center;">&lt;附則第3項 従前の例&gt;</p> <p>操作手順 18. 緊急時対策所の居住性等に関する手順等（緊急時対策所（指揮所））</p> <p>① 方針目的 緊急時対策所（指揮所）に關し、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するため必要な指示を行う緊急時対策本部要員が緊急時対策所（指揮所）にとどまり、重大事故等に對処するため必要な指示を行うとともに、発電所内外の通信連絡を行う必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に對処するために必要な数の要員を収容する等の緊急時対策本部としての機能を維持するために必要な居住性の確保、必要な指示及び通信連絡、必要な数の要員の収容、代替電源設備からの給電を行うことを目的とする。</p> <p>② 対応手段等 <b>居住性の確保</b> 緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、緊急時対策所非常用空気淨化設備による放射性物質の侵入低減、緊急時対策所空気加圧設備による希ガス等の放射性物質の侵入防止等の放射線防護措置等により、重大事故等に對処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員等の被ばく線量を7日間で100mSvを超えないようにするため、以下の手順等により緊急時対策所（指揮所）の居住性を確保する。</p> <p>1 緊急時対策所（指揮所）立上げの手順 緊急時対策本部は、緊急時対策所（指揮所）を使用し、緊急時対策本部を設置するための準備として、緊急時対策所（指揮所）を立上げる。</p> <p>(1) 緊急時対策所非常用空気淨化設備運転手順 緊急時対策本部は、居住性確保に必要な扉の閉鎖を行った後、緊急時対策所非常用空氣淨化設備を起動し、放射性物質の侵入を低減する。</p> <p>(規定なし)</p> <p>(2) 緊急時対策所加圧設備による空気供給準備手順 緊急時対策本部は、緊急時対策所加圧設備の系統構成を行い、漏えい等がないことを確認し、切替えの準備を行う。</p> <p>(3) 緊急時対策所（指揮所）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順 緊急時対策本部は、緊急時対策所（指揮所）の居住性確保の観点から、緊急時対策所（指揮所）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行う。</p> <p>2 原子力災害対策特別措置法第10条特定事象発生時の手順 緊急時対策本部は、原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合、緊急時対策所（指揮所）内へ緊急時対策所エリアモニタを設置し、放射線量の測定を開始する。</p>
変 更	更 後	備 考

## 川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	更 前	変 更	後	備 考
<附則第3項 従前の例>				
<p>可搬型エリアモニタのうち、1号炉及び2号炉格納容器と緊急時対策所（指揮所）の中間位置に配備する可搬型エリアモニタは緊急時対策所（指揮所）内を加圧するための判断に用いられる。可搬型エリアモニタ（加圧判断用）を設置する手順は、表-17「監視測定等に関する手順」参照。</p> <p>3 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等</p> <p>緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員等を防護し、居住性を確保する措置を行う。</p> <p>(1) 緊急時対策所（指揮所）にとどまる緊急時対策本部要員について</p> <p>緊急時対策本部は、可搬型エリアモニタの指示上昇や炉心損傷が生じる等、ブルーム放出のおそれがある場合、以下の要員を目安とし、最大収容可能な人数の範囲で緊急時対策所（指揮所）にとどまる要員を判断する。</p> <p>ブルーム通過中においても、緊急時対策所（指揮所）にとどまる要員は、休憩、仮眠をとるために交代要員を考慮して、重大事故等に対処するため必要な指示を行う緊急時対策本部要員と、原子炉格納容器による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な緊急時対策本部要員とする。</p> <p>(2) 緊急時対策所加圧設備への切替準備手順</p> <p>緊急時対策本部は、可搬型エリアモニタの指示上昇や炉心損傷が生じる等、ブルーム放出のおそれがあると判断した場合、パラメータの監視強化及び緊急時対策所非常用空気浄化設備から緊急時対策本部要員との要員配置を行う。</p> <p>(3) 緊急時対策所加圧設備への切替手順</p> <p>緊急時対策本部は、原子炉格納容器からブルームが放出され、可搬型エリアモニタ（加圧判断用）及び緊急時対策所エリアモニタの指示値が上昇した場合、速やかに緊急時対策所非常用空気浄化設備から緊急時対策所加圧設備へ切替えるとともに、緊急時対策所（指揮所）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定結果に応じ、空気流入量を調整する。</p> <p>(4) 緊急時対策所非常用空気浄化設備への切替手順</p> <p>緊急時対策本部は、可搬型エリアモニタ（加圧判断用）及び緊急時対策所エリアモニタの指示が低下し、緊急時対策所（指揮所）周辺から希ガスの影響が減少したと判断した場合、緊急時対策所加圧設備から緊急時対策所非常用空気浄化設備へ切替える。</p>	<p>・緊急時対策本部（指揮所）と緊急時対策棟（休憩所）の接続による緊急時対策機能の移行に伴う変更</p>			
				必要な指示及び通信連絡
				重大事故等に対処するためには必要な指示及び通信連絡に關わる以下の事項について明確にする。 1 重大事故等に対処するためには必要な情報を把握するため、緊急時対策所（指揮所）の情報収集設備及び通信連絡設備により、必要なプラントハラメータ等を監視又は収集する。

## 川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	更 前	変 更	後	備 考
<附則第3項 従前の例>				
				<p>2 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を、緊急時対策所（指揮所）に配備し、常に最新となるよう通常から維持、管理する。</p> <p>3 重大事故等が発生した場合、緊急時対策所（指揮所）の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う。</p> <p>4 全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備により緊急時対策所（指揮所）の情報収集設備及び通信連絡設備へ給電する。</p> <p>(1) 緊急時対策所（指揮所）情報収集設備によるプラント・ハラメータ等の監視手順 緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、緊急時対策所（指揮所）情報収集設備である緊急時運転ハラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置により重大事故等に対応するためには最新となるよう通常から維持、監視する。</p> <p>(2) 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備について 防災課長は、重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を、緊急時対策所（指揮所）に配備する。また、当該資料は常に最新となるよう通常から維持、管理する。</p> <p>(3) 通信連絡に関する手順等 緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、緊急時対策所（指揮所）の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う。</p> <p>発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備の使用方法等、必要な手順の詳細は、表-19「通信連絡に関する手順等」参照</p> <p><b>必要な数の要員の収容</b> 緊急時対策本部（指揮所）には、重大事故等に対処するためには必要な指示を行う緊急時対策本部要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に對処するために必要な数の緊急時対策本部要員を含めた重大事故等に対処するために必要な数の緊急時対策本部要員を収容する。</p> <p>緊急時対策本部は、これらの緊急時対策本部要員を収容するため、以下の手順等により必要な資機材、飲料水、食料等を配備とともに、維持、管理し、放射線管理等の運用を行う。</p> <p>1 放射線管理について</p> <p>(1) 放射線管理用資機材の維持管理等について 緊急時対策本部は、重大事故等に対処するためには必要な指示を行う緊急時対策本部要員や現場作業を行う緊急時対策本部要員等の対策要員の装備（線量計、マスク等）を配備し、維持、管理し、重大事故等時にはこれらを用いて十分な放射線管理を行う。</p> <p>緊急時対策本部は、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット近傍に可搬型エアモニタを設置し、放射線量を監視する。放射線量が上昇した場合は、周辺に立入りを制限する等の対応を行う。</p> <p>(2) チェンジングエリアの設置及び運用手順</p>

## 川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	更 前	変 更	後	備 考
<p>&lt;附則第3項 従前の例&gt;</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>緊急時対策本部は、緊急時対策所（指揮所）への汚染の持ち込みを防止するため、身体サーベイ及び防護具の着替え等を行うためのチエンジングエリアを設置するための資機材を整備し、緊急時対策所（指揮所）の外側が放射性物質により汚染したような状況下になつた場合に運用する。</p> </div> <p>(3) 緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットの切替手順</p> <p>緊急時対策本部は、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットの線量が上昇するなど切れ替えが必要となつた場合、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットを待機側へ切替え、燃量に応じ、交換、保管する。</p> <p>2 飲料水、食料等について</p> <p>緊急時対策本部は、少なくとも外部からの支援なしに1週間、活動するために必要な飲料水及び食料等を備蓄し、維持、管理し、重大事故等が発生した場合は、緊急時対策所（指揮所）内の環境を確認した上で、飲食の管理を行う。</p> <p style="text-align: right;">代替電源設備からの給電</p> <p>緊急時対策本部は、全交流動力電源喪失時、代替電源として緊急時対策所用発電機車により緊急時対策所（指揮所）へ給電する。</p> <p>なお、原子炉補助建屋に設置されている緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）の機器については、代替電源として大容量空冷式発電機により給電する。</p> <p>給電の手順は、表－14「電源の確保に関する手順等」を参照</p> <p>1 緊急時対策所用発電機車による給電</p> <p>緊急時対策本部は、全交流動力電源喪失時、代替電源（交流）である緊急時対策所用発電機車から給電する。</p> <p>(1) 緊急時対策所用発電機車は、緊急時対策所（指揮所）の立上げ時に電源ケーブル接続等の準備を行い、全交流動力電源喪失時に起動し緊急時対策所（指揮所）へ給電を開始する。</p> <p>(2) 緊急時対策所用発電機車には緊急時対策棟（指揮所）近傍に設置する緊急時対策所用発電機車用燃料油貯タンクより給油する。</p> <p>ア 緊急時対策所用発電機車準備手順</p> <p>緊急時対策本部は、全交流動力電源喪失時ににおける緊急時対策所（指揮所）立上げ時の電源ケーブル及び燃料油供給ホース接続を行う。</p> <p>イ 緊急時対策所用発電機車起動手順</p> <p>緊急時対策本部は、全交流動力電源喪失時ににおける緊急時対策所（指揮所）立上げ時の電源ケーブル及び燃料油供給ホース接続を行う。</p> <p>ウ 緊急時対策所用発電機車の切替手順</p> <p>(7) 緊急時対策所用発電機車の切替手順</p>				

## 川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	更 前	変 更	後	備 考
<p>&lt;附則第3項 従前の例&gt;</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <p>緊急時対策本部は、緊急時対策所用発電機車の切替えを行う。</p> </div>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対策本部（指揮所）と緊急時対策棟（休憩所）の接続による緊急時対策所機能の移行に伴う変更</li> </ul>

(配慮すべき事項)

1 燃料補給

緊急時対策所用発電機車への給油は、緊急時対策所用発電機車用給油ポンプから緊急時対策所用発電機車～燃料油供給ホースを接続し、緊急時対策所用発電機車用給油ポンプから、緊急時対策所用発電機車用給油ポンプにより自動補給する。発電機運転中は、緊急時対策所用発電機車用給油ポンプの運転状態及び燃料油補給状況の警報監視を行い、正常に自動補給されていることを確認する。

重大事故等時 7 日間運転継続するために必要な燃料（重油）の備蓄量として、緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクの貯油量を管理する。

(規定なし)

## 川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	更 前	<附則第3項 従前の例>		備 考
		<p>操作手順</p> <p>19. 通信連絡に関する手順等</p> <p>① 力針目的</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うことを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p><b>発電所内の通信連絡</b></p> <p>1 発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等</p> <p>緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、通信設備（発電所内）により、運転員等、緊急時対策本部要員及び重大事故等対策要員が、中央制御室、屋内外の作業場所及び緊急時対策本部（指揮所）との間で相互に通信連絡を行うために、衛星携帯電話設備、無線連絡設備のうち無線通信装置（携帯型）及び携帯型通信設備を使用する。</p> <p>(1) 全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。</p> <p>(2) また、データ伝送設備（発電所内）により、緊急時対策本部（指揮所）へ重大事故等に対処するため必要なデータを伝送して、パラメータを共有するために、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置を使用する。</p> <p><b>(配慮すべき事項)</b></p> <p>1 計測等を行つた時に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する手順等</p> <p>緊急時対策本部は、直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて、燃心損傷防止及び原子炉格納容器破損防止に必要なパラメータ等の時に重要なパラメータを計測し、その結果を通信設備（発電所内）により発電所内の必要な場所で共有する場合、現場と中央制御室との連絡には携帯型通信設備を使用し、現場又は中央制御室と緊急時対策本部（指揮所）との連絡には衛星携帯電話設備を使用する。</p> <p>また、全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。</p> <p><b>発電所外（社内外）との通信連絡</b></p> <p>1 発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等</p> <p>緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、通信設備（発電所外）により、緊急時対策本部要員が、緊急時対策本部（指揮所）と本店、国、地方公共団体、その他関係機関等との間で通信連絡を行うために、衛星携帯電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX等）を使用する。</p> <p>(1) 全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。</p>		

## 川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	<p style="text-align: center;"><b>&lt;附則第3項 従前の例&gt;</b></p> <p>(2) データ伝送設備（発電所外）により、国の緊急時対策支援システム（ERS）等へ、必要なデータを伝送し、ハラメータを共有するために、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）を使用する。</p> <p><b>(配慮すべき事項)</b></p> <p>1 計測等を行った時に重要なハラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有する手順等 緊急時対策本部は、直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止及び原子炉格納容器破損防止に必要なハラメータ等の特に重要なハラメータを計測し、その結果を通信設備（発電所外）により発電所外（社内外）の必要な場所で共有する場合、緊急時対策本部（指揮所）と本店、国、地方公共団体等との連絡には衛星携帯電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX等）を使用する。 また、全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。</p> <p>2 代替電源設備からの給電 当直課長及び緊急時対策本部は、全交流動力電源喪失時、代替電源設備により、衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（固定型）、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX等）、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置へ給電する。</p> <p>給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」及び表-18「緊急時対策所の居住性等に関する手順等（緊急時対策所（指揮所））」参照</p>	備考
-----	-----	---	----

## 川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	更 前					備 考
<p>&lt;附則第3項 従前の例&gt;</p> <p>2 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項</p> <p>・緊急時対策機（指揮所）と緊急時対策棟（休憩所）の接続による緊急時対策所機能の移行に伴う変更</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>2.1 体制の整備、教育訓練の実施及び資機材の配備</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>(1) 体制の整備</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>ア 対応要員確保及び通常とは異なる指揮命令系統の確立についての基本的な考え方 以下の基本的な考え方に基づき、通常の原子力防災体制での指揮命令系統が機能しない状況においても、対応要員を確保するとともに指揮命令系統を確立する。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>(i) ブルーム放出時及びフィルタベント時には、最低限必要な対応要員は緊急時対策所（指揮所）にとどまり、ブルーム通過後又は放射線防護上の確認が終了した後、活動を再開する。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>イ 対応拠点 本部長を中心とする要員等（特重施設要員を除く）が対応を行うに当たっての拠点は、緊急時対策所（指揮所）を基本とし、特重施設要員が対応を行うに当たっての拠点は、緊急時対策所（指揮所）とする。</p> <p>また、緊急時対策所（指揮所）以外の代替可能なスペースも状況に応じて活用する。</p> <p>(規定なし)</p>						

## 川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;"><b>&lt;附則第3項 従前の例&gt;</b></p> <p style="text-align: center;">2.2 手順書の整備</p> <p style="text-align: center;">&lt;中 略&gt;</p> <p style="text-align: center;">(4) APC等による大規模損壊発生時の対応における考慮</p> <p style="text-align: center;">&lt;中 略&gt;</p> <p style="text-align: center;">ウ 防災課長及び各監視課長は、中央制御室及び緊急時対策所（指揮所）が機能喪失する過酷な状態において、原子炉施設の状態の把握及びAPC等による大規模損壊発生時の適切な判断を行うため、必要な情報が速やかに得られるよう情報の種類及び入手方法を整理するとともに、判断基準を明確にし、規定文書に定める。</p> <p style="text-align: center;">&lt;中 略&gt;</p> <p style="text-align: center;">(5) 大規模損壊発生時の対応手順書の整備及びその対応操作</p> <p style="text-align: center;">&lt;中 略&gt;</p> <p style="text-align: center;">ア 大規模損壊発生時の対応手順書の適用条件と判断フロー</p> <p style="text-align: center;">(1) 緩和操作を選択するための判断フロー</p> <p style="text-align: center;">&lt;中 略&gt;</p> <p style="text-align: center;">(規定なし)</p> <p style="text-align: center;">中央制御室又は緊急時対策所（指揮所）での監視機能の一部が健全であり、速やかな安全機能等の状況把握が可能な場合には、内部の状況から全体を速やかに把握し、優先順位を付けて喪失した機能を回復又は代替させる等により緩和措置を行う。また、適切な個別操作を速やかに選択できるように、当該フローに個別操作への移行基準を定める。</p> <p style="text-align: center;">&lt;以下、省略&gt;</p>	<p style="text-align: center;">・緊急時対策機（指揮所）と緊急時対策棟（休憩所）の接続による緊急時対策所機能の移行に伴う変更</p>	

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>&lt;附則第3項 従前の例&gt;</p> <p>APC等による大規模損壊発生時における特重施設による対応に必要な措置の運用手順</p> <p>操作手順 原子炉格納容器の過圧破損防止の手順</p>	<p>表-26</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策機（待機所）と緊急時対策棟（休憩所）の接続による緊急時対策所機能の移行に伴う変更</li> </ul>

(規定なし)

## 川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	更 後	備 考
<p><b>火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準</b></p> <p>1 火災</p> <p>防災課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1.1項から1.5項を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課長（当直課長を除く。）は、火災防護計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>1.5 手順書の整備</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>(2) 各課長（当直課長を除く。）は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>サ 外部火災によるばい煙発生時の対応</p> <p>当直課長は、ばい煙発生時、外気取入ダンパーの閉止、換気空調系の停止又は中央制御室及び安全補機開閉器室の開回路循環運転による建屋内へのばい煙の侵入の防止を実施する。</p> <p>防災課長は、ばい煙発生時、換気空調系の停止による緊急時対策所（指揮所）内へのばい煙の侵入の防止を実施する。</p> <p>シ 外部火災による有毒ガス発生時の対応</p> <p>当直課長は、有毒ガス発生時、外気取入ダンバーの閉止、換気空調系の停止又は中央制御室及び安全補機開閉器室の開回路循環運転による建屋内への有毒ガスの侵入の防止を実施する。</p> <p>防災課長は、有毒ガス発生時、換気空調系の停止による緊急時対策所（指揮所）内への有毒ガスの侵入の防止を実施する。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準</p> <p>1 火災</p> <p>防災課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制として、次の1.1項から1.5項を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課長（当直課長を除く。）は、火災防護計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>1.5 手順書の整備</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>(2) 各課長（当直課長を除く。）は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>サ 外部火災によるばい煙発生時の対応</p> <p>当直課長は、ばい煙発生時、外気取入ダンパーの閉止、換気空調系の停止又は中央制御室及び安全補機開閉器室の開回路循環運転による建屋内へのばい煙の侵入の防止を実施する。</p> <p>防災課長は、ばい煙発生時、換気空調系の停止による緊急時対策所（緊急時対策棟内）内へのばい煙の侵入の防止を実施する。</p> <p>シ 外部火災による有毒ガス発生時の対応</p> <p>当直課長は、有毒ガス発生時、外気取入ダンバーの閉止、換気空調系の停止又は中央制御室及び安全補機開閉器室の開回路循環運転による建屋内への有毒ガスの侵入の防止を実施する。</p> <p>防災課長は、有毒ガス発生時、換気空調系の停止による緊急時対策所（緊急時対策棟内）内への有毒ガスの侵入の防止を実施する。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準</p> <p>1 火災</p> <p>防災課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制として、次の1.1項から1.5項を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課長（当直課長を除く。）は、火災防護計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>1.5 手順書の整備</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>(2) 各課長（当直課長を除く。）は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>サ 外部火災によるばい煙発生時の対応</p> <p>当直課長は、ばい煙発生時、外気取入ダンパーの閉止、換気空調系の停止又は中央制御室及び安全補機開閉器室の開回路循環運転による建屋内へのばい煙の侵入の防止を実施する。</p> <p>防災課長は、ばい煙発生時、換気空調系の停止による緊急時対策所（指揮所）内へのばい煙の侵入の防止を実施する。</p> <p>シ 外部火災による有毒ガス発生時の対応</p> <p>当直課長は、有毒ガス発生時、外気取入ダンバーの閉止、換気空調系の停止又は中央制御室及び安全補機開閉器室の開回路循環運転による建屋内への有毒ガスの侵入の防止を実施する。</p> <p>防災課長は、有毒ガス発生時、換気空調系の停止による緊急時対策所（指揮所）内への有毒ガスの侵入の防止を実施する。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>

## 川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	更 後	備 考
<p><b>火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準</b></p> <p>3 火山影響等発生時、降雪 防災課長は、火山影響等及び降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の3.1項から3.4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課長（当直課長を除く。）は、計画に基づき、火山影響等及び降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>3.4 手順書の整備 (1) 各課長（当直課長を除く。）は、火山影響等及び降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p>	<p>火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準</p> <p>3 火山影響等発生時、降雪 防災課長は、火山影響等及び降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の3.1項から3.4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課長（当直課長を除く。）は、計画に基づき、火山影響等及び降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>3.4 手順書の整備 (1) 各課長（当直課長を除く。）は、火山影響等及び降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>イ 降下火砕物の侵入防止 当直課長は、外気取入口に設置している平型フィルタ等の差圧監視、外気取入口ダッシュペの開止、換気空調系の停止又は中央制御室及び安全補機開閉器室の開回路循環運転による建屋内への降下火砕物の侵入防止を実施する。 防災課長は、換気空調系の停止による緊急時対策所（指揮所）内への降下火砕物の侵入防止を実施する。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>キ 緊急時対策所の居住性確保に関する対策 緊急時対策本部は、火山影響等発生時において、必要な数の要員を収容する等の緊急時対策本部としての機能を維持するため、換気空調系の停止及び居住性確保に必要な扉の開放を確認することにより緊急時対策所（緊急時対策棟内）の居住性を確保する。換気空調系停止中は、酸素濃度及び二酸化炭素濃度を監視する。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準</p> <p>3 火山影響等発生時、降雪 防災課長は、火山影響等及び降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の3.1項から3.4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課長（当直課長を除く。）は、計画に基づき、火山影響等及び降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>3.4 手順書の整備 (1) 各課長（当直課長を除く。）は、火山影響等及び降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>イ 降下火砕物の侵入防止 当直課長は、外気取入口に設置している平型フィルタ等の差圧監視、外気取入口ダッシュペの開止、換気空調系の停止又は中央制御室及び安全補機開閉器室の開回路循環運転による建屋内への降下火砕物の侵入防止を実施する。 防災課長は、換気空調系の停止による緊急時対策所（指揮所）内への降下火砕物の侵入防止を実施する。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>キ 緊急時対策所の居住性確保に関する対策 緊急時対策本部は、火山影響等発生時において、必要な数の要員を収容する等の緊急時対策本部としての機能を維持するため、換気空調系の停止及び居住性確保に必要な扉の開放を確認することにより緊急時対策所（緊急時対策棟内）の居住性を確保する。換気空調系停止中は、酸素濃度及び二酸化炭素濃度を監視する。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>

# 川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準	変 前	更 後	変 更 後	備 考
1 重大事故等対策	<中 路>	1 重大事故等対策	重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準	
1.1 体制の整備、教育訓練の実施及び資機材の配備	<中 路>	1.1 体制の整備、教育訓練の実施及び資機材の配備	1.1 体制の整備、教育訓練の実施及び資機材の配備	
(1) 体制の整備		(1) 体制の整備		
ア 防災課長は、以下に示す重大事故等対策を実施する実施組織及びその支援組織及びその支機能を確立する。		ア 防災課長は、以下に示す重大事故等対策を実施する実施組織及びその支援組織及びその支機能を確立する。		
ビ 責任者などを規定文書に定め、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を確立する。		ビ 責任者などを規定文書に定め、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を確立する。		
1.1.1 実施組織の班構成及び必要な役割分担は、以下のとおりとし、重大事故等対策を円滑に実施する。	<中 路>	1.1.1 実施組織の班構成及び必要な役割分担は、以下のとおりとし、重大事故等対策を円滑に実施する。	<中 路>	
(ア) 実施組織の班構成及び必要な役割分担は、以下のとおりとし、重大事故等対策を円滑に実施する。		(ア) 実施組織の班構成及び必要な役割分担は、以下のとおりとし、重大事故等対策を円滑に実施する。		
c 安全管理班は、発電所及びその周辺（周辺海域）における放射線量並びに放射性物質の濃度の状況把握、災害対策活動に従事する緊急時対策本部要員の被ばく管理、放射線管理上の立入制限区域の設定管理、中央制御室及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）におけるチエンジングエリア設置を行う。	<中 路>	c 安全管理班は、発電所及びその周辺（周辺海域）における放射線量並びに放射性物質の濃度の状況把握、災害対策活動に従事する緊急時対策本部要員の被ばく管理、放射線管理上の立入制限区域の設定管理、中央制御室及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）におけるチエンジングエリア設置を行う。	<中 路>	
(イ) 重大事故等が発生した場合に速やかに対応するために実施組織に必要な要員として、第12条に規定する運転員、緊急時対策本部要員、重大事故等対策要員及び特重施設要員について、以下のとおり役割及び人数を割り当て確保する。		(イ) 重大事故等が発生した場合に速やかに対応するために実施組織に必要な要員として、第12条に規定する運転員、緊急時対策本部要員、重大事故等対策要員及び特重施設要員について、以下のとおり役割及び人数を割り当て確保する。		
b 重大事故等対策要員のうち初動対応要員は、中央制御室に参集するとともに、緊急時対策本部要員と初動後対応要員は、緊急時対策所（指揮所）に参集し、緊急時対策本部要員及び重大事故等対策要員の任務に応じた対応を行う。	<中 路>	b 重大事故等対策要員のうち初動対応要員は、中央制御室に参集するとともに、緊急時対策本部要員と初動後対応要員は、緊急時対策所（指揮所）に参集し、緊急時対策本部要員及び重大事故等対策要員の任務に応じた対応を行う。	<中 路>	

## 川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	更 後	(続き)	備 考
<p>(ア) 実施組織及び支援組織が実効的に活動するため以下の施設及び設備等について管理する。</p> <p>a 支援組織が、必要なプラントのペラメータを確認するための緊急時運転ペラメータ伝送システム (SPDS) 及び SPDS データ表示装置、発電所内外に通信車路を行い関係箇所と連携を図るための統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備等 (テレビ会議システムを含む) を備えた緊急時対策所 (指揮所)</p> <p>b 実施組織が中央制御室、緊急時対策所 (指揮所) 及び現場との連携を図り作業内容及び現場状況の情報共有を実施するための携帯型電話設備等</p> <p>(イ) 支援組織の役割については、以下のとおりとし、重大事故等対策を円滑に実施する。</p> <p>a 発電所内外の組織への通報及び連絡を実施できるように衛星携帯電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を用いて、広く情報提供を行う。</p> <p>b 原子炉施設の状態及び重大事故等対策の実施状況に係る情報は、緊急時対策本部の総括班にて一元的に集約管理し、発電所内で共有するとともに、本店対策本部と緊急時対策本部間ににおいて、衛星携帯電話設備、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備及び緊急時運転ペラメータ伝送システム (SPDS) 等を使用することにより、発電所の状況及び重大事故等対策の実施状況の情報共有を行う。</p>	<p>(ア) 実施組織及び支援組織が実効的に活動するため以下の施設及び設備等について管理する。</p> <p>a 支援組織が、必要なプラントのペラメータを確認するための緊急時運転ペラメータ伝送システム (SPDS) 及び SPDS データ表示装置、発電所内外に通信車路を行い関係箇所と連携を図るための統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備等 (テレビ会議システムを含む) を備えた緊急時対策所 (指揮所) と緊急時対策機関 (指揮所) と緊急時対策機関 (指揮所) の接続による緊急時対策所機能の移行に伴う変更。</p> <p>b 実施組織が中央制御室、緊急時対策所 (緊急時対策室) 及び現場との連携を図り作業内容及び現場状況の情報共有を実施するための携帯型通信設備等</p> <p>(イ) 支援組織の役割については、以下のとおりとし、重大事故等対策を円滑に実施する。</p> <p>a 発電所内外の組織への通報及び連絡を実施できるように衛星携帯電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を用いて、広く情報提供を行う。</p> <p>b 原子炉施設の状態及び重大事故等対策の実施状況に係る情報は、緊急時対策本部の総括班にて一元的に集約管理し、発電所内で共有するとともに、本店対策本部と緊急時対策本部間ににおいて、衛星携帯電話設備、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備及び緊急時運転ペラメータ伝送システム (SPDS) 等を使用することにより、発電所の状況及び重大事故等対策の実施状況の情報共有を行う。</p>	<p>&lt;以下、省略&gt;</p>	

## 川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	更	更	後	備 考
<p>重大事故等の発生及び拡大の防止に必要な措置の運用手順等</p> <p>表－1 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための手順等      表－2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等      表－3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等      表－4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等      表－5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等      表－6 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等      表－7 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等      表－8 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等      表－9 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等      表－10 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等      表－11 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等      表－12 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等      表－13 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等      表－14 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等      表－15 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等      表－16 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等      表－17 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等      表－18 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等      表－19 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等      表－20 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等</p> <p>重大事故等の発生及び拡大の防止に必要な措置の運用手順等</p> <p>表－1 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための手順等      表－2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等      表－3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等      表－4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等      表－5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等      表－6 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等      表－7 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等      表－8 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等      表－9 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等      表－10 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等      表－11 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等      表－12 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等      表－13 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等      表－14 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等      表－15 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等      表－16 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等      表－17 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等      表－18 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等      表－19 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等      表－20 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等</p> <p>・緊急時対策棟（指揮所）と緊急時対策棟（休憩所）の接続による緊急時対策所機能の移行に伴う変更</p>				

# 川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	変 更	後	備 考
<p>操作手順</p> <p>18. 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (緊急時対策所 (指揮所))</p> <p>① 方針目的</p> <p>緊急時対策所 (指揮所) に關し、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するため必要な指示を行う緊急時対策本部要員が緊急時対策所 (指揮所) にとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電所内外の通信連絡を行う必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の緊急時対策本部としての機能を維持するために必要な居住性の確保、必要な指示及び通信連絡、必要な数の要員の収容、代替電源設備からの給電を行うことを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p>居住性の確保</p> <p>緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、緊急時対策所非常用空気浄化設備による放射性物質の侵入低減、緊急時対策所空気加圧設備による希ガス等の放射性物質の侵入防止等の放射線防護措置等により、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員等の被ばく線量を 7 日間で 100mSv を超えないようにするため、以下の手順等により緊急時対策所 (指揮所) の居住性を確保する。</p> <p>1 緊急時対策所 (指揮所) 立上げの手順</p> <p>緊急時対策本部は、緊急時対策所 (指揮所) を使用し、緊急時対策本部を設置するための準備として、緊急時対策所 (緊急時対策所 (指揮所)) を立上げる。</p> <p>(1) 緊急時対策所非常用空気浄化設備運転手順</p> <p>緊急時対策本部は、居住性確保に必要な扉の閉止を行った後、緊急時対策所非常用空気浄化設備を起動し、放射性物質の侵入を低減する。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備からの給電により、緊急時対策所非常用空気浄化設備を起動する。</p> <p>(2) 緊急時対策所加压設備による空気供給準備手順</p> <p>緊急時対策本部は、緊急時対策所加压設備の系統構成を行い、漏えい等がないことを確認し、切替えの準備を行う。</p> <p>(3) 緊急時対策所 (指揮所) 内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順</p> <p>緊急時対策本部は、緊急時対策所 (指揮所) の居住性確保の観点から、緊急時対策所 (指揮所) 内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行う。</p> <p>2 原子力災害対策特別措置法第 10 条特定事象発生時の手順</p> <p>緊急時対策本部は、原子力災害対策特別措置法第 10 条特定事象が発生した場合、緊急時対策所 (指揮所) 内へ緊急時対策所エリモニタを設置し、放射線量の測定を開始する。</p>	<p>操作手順</p> <p>18. 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (緊急時対策所 (緊急時対策棟内))</p> <p>① 方針目的</p> <p>緊急時対策所 (緊急時対策棟内) に關し、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するため必要な指示を行う緊急時対策本部要員が緊急時対策所 (緊急時対策棟内) にとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電所内外の通信連絡を行う必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の緊急時対策本部としての機能を維持するために必要な居住性の確保、必要な指示及び通信連絡、必要な数の要員の収容、代替電源設備からの給電を行うことを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p>居住性の確保</p> <p>緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、緊急時対策所非常用空気浄化設備による放射性物質の侵入低減、緊急時対策所空気加圧設備による希ガス等の放射性物質の侵入防止等の放射線防護措置等により、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員等の被ばく線量を 7 日間で 100mSv を超えないようにするため、以下の手順等により緊急時対策所 (緊急時対策棟内) の居住性を確保する。</p> <p>1 緊急時対策所 (緊急時対策棟内) 立上げの手順</p> <p>緊急時対策本部は、緊急時対策所 (緊急時対策棟内) を使用し、緊急時対策本部を設置するための準備として、緊急時対策所 (緊急時対策所 (指揮所)) を立上げる。</p> <p>(1) 緊急時対策所非常用空気浄化設備運転手順</p> <p>緊急時対策本部は、居住性確保に必要な扉の閉止を行った後、緊急時対策所非常用空気浄化設備を起動し、放射性物質の侵入を低減する。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備からの給電により、緊急時対策所非常用空気浄化設備を起動する。</p> <p>(2) 緊急時対策所加压設備による空気供給準備手順</p> <p>緊急時対策本部は、緊急時対策所加压設備の系統構成を行い、漏えい等がないことを確認し、切替えの準備を行う。</p> <p>(3) 緊急時対策所 (緊急時対策棟内) 内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順</p> <p>緊急時対策本部は、緊急時対策所 (緊急時対策棟内) の居住性確保の観点から、緊急時対策所 (緊急時対策棟内) 内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行う。</p> <p>2 原子力災害対策特別措置法第 10 条特定事象発生時の手順</p> <p>緊急時対策本部は、原子力災害対策特別措置法第 10 条特定事象が発生した場合、緊急時対策所 (指揮所) 内へ緊急時対策所エリモニタを設置し、放射線量の測定を開始する。</p>	<p>操作手順</p> <p>18. 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (緊急時対策所 (緊急時対策棟内))</p> <p>・緊急時対策棟 (指揮所) と緊急時対策棟 (休憩所) の接続による緊急時対策所機能の移行に伴う変更</p>	<p>表-18</p>

# 川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	更 後	備 考
<p>可搬型エリアモニタのうち、1号炉及び2号炉原子炉格納容器と緊急時対策所（指揮所）の中間位置に配備する可搬型エリアモニタは緊急時対策所（指揮所）内を加圧するための判断に用いる。可搬型エリアモニタ（加圧判断用）を設置する手順は、表-17「監視測定等に関する手順」参照。</p> <p>3 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等 緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員等を防護し、居住性を確保する措置を行う。 (1) 緊急時対策所（指揮所）にとどまる緊急時対策本部要員について 緊急時対策本部は、可搬型エリアモニタの指示上昇や炉心損傷が生じる等、ブルーム放出のおそれがある場合、以下の要員を目安とし、最大収容可能人数の範囲で緊急時対策所（緊急時対策棟内）にとどまる要員を判断する。 ブルーム通過中においても、緊急時対策所（指揮所）にとどまる要員は、休憩、仮眠とするための交代要員を考慮して、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員と、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な緊急時対策本部要員とする。</p> <p>(2) 緊急時対策所加圧設備への切替準備手順 緊急時対策本部は、可搬型エリアモニタの指示上昇や炉心損傷が生じる等、ブルーム放出のおそれがあると判断した場合、ハラメータの監視強化及び緊急時対策所非常用空気淨化設備から緊急時対策所加圧設備への切替えのための要員配置を行う。</p> <p>(3) 緊急時対策所加圧設備への切替手順 緊急時対策本部は、原子炉格納容器からブルームが放出され、可搬型エリアモニタ（加圧判断用）及び緊急時対策所エリアモニタの指示値が上昇した場合、速やかに緊急時対策所非常用空気淨化設備から緊急時対策所加圧設備へ切替えるとともに、緊急時対策所（指揮所）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定結果に応じ、空気流入量を調整する。</p> <p>(4) 緊急時対策所非常用空気淨化設備への切替手順 緊急時対策本部は、可搬型エリアモニタ（加圧判断用）及び緊急時対策所エリアモニタの指示が低下し、緊急時対策所（緊急時対策棟内）周辺から希ガスの影響が減少したと判断した場合、緊急時対策所加圧設備から緊急時対策所非常用空気淨化設備へ切替える。</p>	<p>可搬型エリアモニタ（加圧判断用）を設置する手順は、表-17「監視測定等に関する手順」参照。</p> <p>3 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等 緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員等を防護し、居住性を確保する措置を行う。</p> <p>(1) 緊急時対策所（緊急時対策棟内）にとどまる緊急時対策本部要員について 緊急時対策本部は、可搬型エリアモニタの指示上昇や炉心損傷が生じる等、ブルーム放出のおそれがある場合、以下の要員を目安とし、最大収容可能人数の範囲で緊急時対策所（緊急時対策棟内）にとどまる要員を判断する。</p> <p>ブルーム通過中においても、緊急時対策所（緊急時対策棟内）にとどまる要員は、休憩、仮眠をとるための交代要員を考慮して、重大事故等に対処するために必要な指示を行なう緊急時対策本部要員と、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な緊急時対策本部要員とする。</p> <p>(2) 緊急時対策所加圧設備への切替準備手順 緊急時対策本部は、可搬型エリアモニタの指示上昇や炉心損傷が生じる等、ブルーム放出のおそれがあると判断した場合、ハラメータの監視強化及び緊急時対策所非常用空気淨化設備から緊急時対策所加圧設備への切替えのための要員配置を行う。</p> <p>(3) 緊急時対策所加圧設備への切替手順 緊急時対策本部は、原子炉格納容器からブルームが放出され、可搬型エリアモニタ（加圧判断用）及び緊急時対策所エリアモニタの指示値が上昇した場合、速やかに緊急時対策所非常用空気淨化設備から緊急時対策所加圧設備へ切替えるとともに、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定結果に応じ、空気流入量を調整する。</p> <p>(4) 緊急時対策所非常用空気淨化設備への切替手順 緊急時対策本部は、可搬型エリアモニタ（加圧判断用）及び緊急時対策所エリアモニタの指示が低下し、緊急時対策所（緊急時対策棟内）周辺から希ガスの影響が減少したと判断した場合、緊急時対策所加圧設備から緊急時対策所非常用空気淨化設備へ切替える。</p>	<p>・緊急時対策棟（指揮所）と緊急時対策棟（体調所）の接続による緊急時対策所機能の移行に伴う変更</p> <p>必要な指示及び通信連絡 重大事故等に対処するためには必要な指示及び通信連絡について明確にする。 1 重大事故等に対処するためには必要な情報を把握するため、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の情報収集設備及び通信連絡設備により、必要なプラントハラメータ等を監視又は収集する。</p>
<p>可搬型エリアモニタのうち、1号炉及び2号炉原子炉格納容器と緊急時対策所（指揮所）の中間位置に配備する可搬型エリアモニタは緊急時対策所（緊急時対策棟内）内を加圧するための判断に用いる。可搬型エリアモニタ（加圧判断用）を設置する手順は、表-17「監視測定等に関する手順」参照。</p> <p>3 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等 緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員等を防護し、居住性を確保する措置を行う。</p> <p>(1) 緊急時対策所（緊急時対策棟内）にとどまる緊急時対策本部要員について 緊急時対策本部は、可搬型エリアモニタの指示上昇や炉心損傷が生じる等、ブルーム放出のおそれがある場合、以下の要員を目安とし、最大収容可能人数の範囲で緊急時対策所（緊急時対策棟内）にとどまる要員を判断する。</p> <p>ブルーム通過中においても、緊急時対策所（緊急時対策棟内）にとどまる要員は、休憩、仮眠をとるための交代要員を考慮して、重大事故等に対処するために必要な指示を行なう緊急時対策本部要員と、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な緊急時対策本部要員とする。</p> <p>(2) 緊急時対策所加圧設備への切替準備手順 緊急時対策本部は、可搬型エリアモニタの指示上昇や炉心損傷が生じる等、ブルーム放出のおそれがあると判断した場合、ハラメータの監視強化及び緊急時対策所非常用空気淨化設備から緊急時対策所加圧設備への切替えのための要員配置を行う。</p> <p>(3) 緊急時対策所加圧設備への切替手順 緊急時対策本部は、原子炉格納容器からブルームが放出され、可搬型エリアモニタ（加圧判断用）及び緊急時対策所エリアモニタの指示値が上昇した場合、速やかに緊急時対策所非常用空気淨化設備から緊急時対策所加圧設備へ切替えるとともに、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定結果に応じ、空気流入量を調整する。</p> <p>(4) 緊急時対策所非常用空気淨化設備への切替手順 緊急時対策本部は、可搬型エリアモニタ（加圧判断用）及び緊急時対策所エリアモニタの指示が低下し、緊急時対策所（緊急時対策棟内）周辺から希ガスの影響が減少したと判断した場合、緊急時対策所加圧設備から緊急時対策所非常用空気淨化設備へ切替える。</p>	<p>可搬型エリアモニタ（加圧判断用）を設置する手順は、表-17「監視測定等に関する手順」参照。</p> <p>3 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等 緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員等を防護し、居住性を確保する措置を行う。</p> <p>(1) 緊急時対策所（緊急時対策棟内）にとどまる緊急時対策本部要員について 緊急時対策本部は、可搬型エリアモニタの指示上昇や炉心損傷が生じる等、ブルーム放出のおそれがある場合、以下の要員を目安とし、最大収容可能人数の範囲で緊急時対策所（緊急時対策棟内）にとどまる要員を判断する。</p> <p>ブルーム通過中においても、緊急時対策所（緊急時対策棟内）にとどまる要員は、休憩、仮眠をとるための交代要員を考慮して、重大事故等に対処するために必要な指示を行なう緊急時対策本部要員と、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な緊急時対策本部要員とする。</p> <p>(2) 緊急時対策所加圧設備への切替準備手順 緊急時対策本部は、可搬型エリアモニタの指示上昇や炉心損傷が生じる等、ブルーム放出のおそれがあると判断した場合、ハラメータの監視強化及び緊急時対策所非常用空気淨化設備から緊急時対策所加圧設備への切替えのための要員配置を行う。</p> <p>(3) 緊急時対策所加圧設備への切替手順 緊急時対策本部は、原子炉格納容器からブルームが放出され、可搬型エリアモニタ（加圧判断用）及び緊急時対策所エリアモニタの指示値が上昇した場合、速やかに緊急時対策所非常用空気淨化設備から緊急時対策所加圧設備へ切替えるとともに、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定結果に応じ、空気流入量を調整する。</p> <p>(4) 緊急時対策所非常用空気淨化設備への切替手順 緊急時対策本部は、可搬型エリアモニタ（加圧判断用）及び緊急時対策所エリアモニタの指示が低下し、緊急時対策所（緊急時対策棟内）周辺から希ガスの影響が減少したと判断した場合、緊急時対策所加圧設備から緊急時対策所非常用空気淨化設備へ切替える。</p>	<p>必要な指示及び通信連絡 重大事故等に対処するためには必要な指示及び通信連絡について明確にする。 1 重大事故等に対処するためには必要な情報を把握するため、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の情報収集設備及び通信連絡設備により、必要なプラントハラメータ等を監視又は収集する。</p>

# 川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	更 後	備 考
<p>2 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を、緊急時対策所（指揮所）に配備し、常に最新となるよう通常時から維持、管理する。</p> <p>3 重大事故等が発生した場合、緊急時対策所（指揮所）の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信用絡を行ふ。</p> <p>4 全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備により緊急時対策所（指揮所）の情報収集設備及び通信連絡設備へ給電する。</p> <p>(1) 緊急時対策所（指揮所）情報収集設備によるプラントパラメータ等の監視手順 緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、緊急時対策所（指揮所）情報収集設備である緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置により重大事故等に対応するためには、必要なプラントパラメータ等を監視する。</p> <p>(2) 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備について 防災課長は、重大事故等に対応するための対策の検討に必要な資料を、緊急時対策所（緊急時対策本部）に配備する。また、当該資料は常に最新となるよう通常時から維持、管理する。</p> <p>(3) 通信連絡に関する手順等 緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、緊急時対策所（指揮所）の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信用絡を行う。 発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備の使用方法等、必要な手順の詳細は、表-19「通信連絡に関する手順等」参照</p>	<p>2 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を、緊急時対策所（緊急時対策棟内）に配備し、常に最新となるよう通常時から維持、管理する。</p> <p>3 重大事故等が発生した場合、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行ふ。</p> <p>4 全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備により緊急時対策所（緊急時対策棟内）の情報収集設備及び通信連絡設備へ給電する。</p> <p>(1) 緊急時対策所（緊急時対策棟内）情報収集設備によるプラントパラメータ等の監視手順 緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、緊急時対策所（緊急時対策棟内）情報収集設備である緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置により重大事故等に対応するためには、必要なプラントパラメータ等を監視する。</p> <p>(2) 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備について 防災課長は、重大事故等に対応するための対策の検討に必要な資料を、緊急時対策所（緊急時対策棟内）に配備する。また、当該資料は常に最新となるよう通常時から維持、管理する。</p> <p>(3) 通信連絡に関する手順等 緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、緊急時対策所（指揮所）の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行ふ。 発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備の使用方法等、必要な手順の詳細は、表-19「通信連絡に関する手順等」参照</p>	<p>・緊急時対策棟（指揮所）と緊急時対策棟（伊調所）の接続による緊急時対策所機能の移行に伴う変更</p>
<p>必要数の要員の収容</p> <p>緊急時対策所（指揮所）には、重大事故等に対処するためには必要な指示を行う緊急時対策本部員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策を実施するためには必要な数の緊急時対策本部要員を含めた重大事故等に対処するためには必要な数の緊急時対策本部要員を収容する。</p> <p>緊急時対策本部は、これらの緊急時対策本部要員を収容するため、以下の手順等により必要な資機材、飲料水、食料等を配備するとともに、維持、管理し、放射線管理等の運用を行う。</p> <p>1 放射線管理について</p> <p>(1) 放射線管理用資機材の維持管理等について 緊急時対策本部は、重大事故等に対処するためには必要な指示を行う緊急時対策本部要員や現場作業を行う緊急時対策本部要員等の対策要員の装備（線量計、マスク等）を配備し、維持、管理し、重大事故等時にはこれらを用いて十分な放射線管理を行う。</p> <p>緊急時対策本部は、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット近傍に可搬型エアモニタを設置し、放射線量を監視する。放射線量が上昇した場合は、周辺に立ち入りを制限する等の対応を行う。</p> <p>(2) チェンジングエリアの設置及び運用手順</p>	<p>必要数の要員の収容</p> <p>緊急時対策本部には、重大事故等に対処するためには必要な指示を行う緊急時対策本部要員や現場作業を行う緊急時対策本部要員等の対策要員の装備（線量計、マスク等）を配備し、維持、管理し、重大事故等時にはこれらを用いて十分な放射線管理を行う。</p> <p>緊急時対策本部は、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット近傍に可搬型エアモニタを設置し、放射線量を監視する。放射線量が上昇した場合は、周辺に立ち入りを制限する等の対応を行う。</p>	<p>（2） チェンジングエリアの設置及び運用手順</p>

## 川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	更 後	備 考
<p>緊急時対策本部は、緊急時対策所（指揮所）への汚染の持ち込みを防止するため、身体サー ベイ及び防護具の着替え等を行うためのチエンシングエリアを設置するための資機材を整備 し、緊急時対策所（指揮所）の外側が放射性物質により汚染したような状況下になつた場合に 運用する。</p> <p>(3) 緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットの切替手順</p> <p>緊急時対策本部は、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットの換量が上昇するなど切 替えが必要となつた場合、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットを待機側へ切替え、 換量に応じ、交換、保管する。</p> <p>2 飲料水、食料等について</p> <p>緊急時対策本部は、少なくとも外部からの支援なしに1週間、活動するために必要な飲料水及 び食料等を備蓄し、維持、管理し、重大事故等が発生した場合は、緊急時対策所（指揮所）内 の環境を確認した上で、飲食の管理を行う。</p>	<p>緊急時対策本部は、緊急時対策所（緊急時対策棟内）への汚染の持ち込みを防止するため、 身体サーべイ及び防護具の着替え等を行うためのチエンシングエリアを設置するための資機材 を整備し、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の外側が放射性物質により汚染したような状況下 になつた場合に運用する。</p> <p>(3) 緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットの切替手順</p> <p>緊急時対策本部は、緊急時対策所非常に空気浄化フィルタユニットの線量が上昇するなど切 替えが必要となつた場合、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットを待機側へ切替え、 換量に応じ、交換、保管する。</p> <p>2 飲料水、食料等について</p> <p>緊急時対策本部は、少なくとも外部からの支援なしに1週間、活動するために必要な飲料水及 び食料等を備蓄し、維持、管理し、重大事故等が発生した場合は、緊急時対策所（緊急時対策 棟内）内の環境を確認した上で、飲食の管理を行う。</p>	<p>・緊急時対策棟（指揮所）と緊 急時対策棟（指揮所）の機能 による緊急時対策所機能の 移行に伴う変更</p>
<p>緊急時対策本部は、全交流動力電源喪失時、代替電源として緊急時対策所用発電機車により緊急時 対策所（指揮所）へ給電する。</p> <p>なお、原子炉補助建屋に設置されている緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）の機器については は、代替電源として大容量空冷式発電機により給電する。</p> <p>給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」を参照</p> <p>1 緊急時対策所用発電機車による給電</p> <p>緊急時対策本部は、全交流動力電源喪失時、代替電源（交流）である緊急時対策所用発電機車 から給電する。</p> <p>(1) 緊急時対策所用発電機車は、緊急時対策所（指揮所）の立上げ時に電源ケーブル接続等の准 備を行い、全交流動力電源喪失時に起動し緊急時対策所（指揮所）へ給電を開始する。</p> <p>(2) 緊急時対策所用発電機車には緊急時対策棟（指揮所）近傍に設置する緊急時対策所用発電機 車用燃料油貯蔵タンクより給油する。</p> <p>ア 緊急時対策所用発電機車準備手順</p> <p>緊急時対策本部は、緊急時対策所（指揮所）立上げ時の電源ケーブル及び燃料油供給ホース 接続を行う。</p>	<p>緊急時対策本部は、全交流動力電源喪失時、代替電源（交流）である緊急時対策所用発電機車 から給電する。</p> <p>(1) 緊急時対策所用発電機車は、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の立上げ時に電源ケー ブル接 続等の準備を行い、全交流動力電源喪失時に起動し緊急時対策所（緊急時対策棟内）へ給電を 開始する。</p> <p>(2) 緊急時対策所用発電機車には緊急時対策棟近傍に設置する緊急時対策所用発電機車用燃料油 貯蔵タンクより給油する。</p> <p>ア 緊急時対策所用発電機車準備手順</p> <p>緊急時対策本部は、緊急時対策所（緊急時対策棟内）立上げ時の電源ケーブル及び燃料油供 給ホース接続を行う。</p>	<p>&lt;以下、省略&gt;</p>
<p>緊急時対策本部は、全交流動力電源喪失時、代替電源（交流）である緊急時対策所用発電機車 から給電する。</p> <p>(1) 緊急時対策所用発電機車は、緊急時対策所（指揮所）の立上げ時に電源ケーブル接続等の准 備を行い、全交流動力電源喪失時に起動し緊急時対策所（指揮所）へ給電を開始する。</p> <p>(2) 緊急時対策所用発電機車には緊急時対策棟（指揮所）近傍に設置する緊急時対策所用発電機 車用燃料油貯蔵タンクより給油する。</p> <p>ア 緊急時対策所用発電機車準備手順</p> <p>緊急時対策本部は、緊急時対策所（指揮所）立上げ時の電源ケーブル及び燃料油供給ホース 接続を行う。</p>	<p>緊急時対策本部は、全交流動力電源喪失時、代替電源（交流）である緊急時対策所用発電機車 から給電する。</p> <p>(1) 緊急時対策所用発電機車は、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の立上げ時に電源ケー ブル接 続等の準備を行い、全交流動力電源喪失時に起動し緊急時対策所（緊急時対策棟内）へ給電を 開始する。</p> <p>(2) 緊急時対策所用発電機車には緊急時対策棟近傍に設置する緊急時対策所用発電機車用燃料油 貯蔵タンクより給油する。</p> <p>ア 緊急時対策所用発電機車準備手順</p> <p>緊急時対策本部は、緊急時対策所（緊急時対策棟内）立上げ時の電源ケーブル及び燃料油供 給ホース接続を行う。</p>	<p>&lt;以下、省略&gt;</p>

# 川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	更 変	後	備 考
			表-19
操作手順 19. 通信連絡に関する手順等	操作手順 19. 通信連絡に関する手順等	操作手順 19. 通信連絡に関する手順等	表-19
① 方針目的 重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、発電所内の通信連絡設備、発電所外（社内外）との通信連絡設備により通信連絡を行うことを目的とする。	① 方針目的 重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行いうため、発電所内の通信連絡設備、発電所外（社内外）との通信連絡設備により通信連絡を行うことを目的とする。  ② 対応手段等	② 対応手段等  発電所内の通信連絡 1 発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等 緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、通信設備（発電所内）により、運転員等、緊急時対策本部要員及び重大事故等対策要員が、中央制御室、屋内外の作業場所及び緊急時対策本部（緊急時対策本部内）との間で相互に通信連絡を行うために、衛星携帯電話設備、無線連絡設備のうち無線通話装置（携帯型）及び携帯型通話設備を使用する。 (1) 全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。 (2) また、データ伝送設備（発電所内）により、緊急時対策本部（緊急時対策本部内）へ重大事故等に対処するためには、緊急時連絡メールを共有するために、緊急時連絡メールを伝送して、パラメータを共有するために、緊急時連絡メールを伝送する。  (配慮すべき事項) 1 計測等を行つた特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する手順等 緊急時対策本部は、直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止及び原子炉格納容器破損防止に必要なパラメータ等特に重要なパラメータを計測し、その結果を通信設備（発電所内）により発電所内の必要な場所で共有する場合、現場と中央制御室との連絡には携帯型通話設備を使用し、現場又は中央制御室と緊急時対策本部（緊急時対策本部内）との連絡には衛星携帯電話設備を使用する。 また、全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。	② 対応手段等  発電所内の通信連絡 1 発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行いうための手順等 緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、通信設備（発電所内）により、運転員等、緊急時対策本部要員及び重大事故等対策要員が、中央制御室、屋内外の作業場所及び緊急時対策本部（緊急時対策本部内）との間で相互に通信連絡を行うために、衛星携帯電話設備、無線連絡設備のうち無線通話装置（携帯型）及び携帯型通話設備を使用する。 (1) 全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。 (2) また、データ伝送設備（発電所内）により、緊急時対策本部（緊急時対策本部内）へ重大事故等に対処するためには、緊急時連絡メールを共有するために、緊急時連絡メールを伝送して、パラメータを共有するために、緊急時連絡メールを伝送する。  (配慮すべき事項) 1 計測等を行つた特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する手順等 緊急時対策本部は、直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止及び原子炉格納容器破損防止に必要なパラメータ等特に重要なパラメータを計測し、その結果を通信設備（発電所内）により発電所内の必要な場所で共有する場合、現場と中央制御室との連絡には携帯型通話設備を使用し、現場又は中央制御室と緊急時対策本部（緊急時対策本部内）との連絡には衛星携帯電話設備を使用する。 また、全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。
発電所外（社内外）との通信連絡	発電所外（社内外）との通信連絡	発電所外（社内外）との通信連絡	表-19
① 発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行いうための手順等 緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、通信設備（発電所外）により、緊急時対策本部要員が、緊急時対策本部（指揮所）と本店、国、地方公共団体、その他関係機関等との間で通信連絡を行つたために、衛星携帯電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX等）を使用する。 (1) 全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。	① 発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行いうための手順等 緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、通信設備（発電所外）により、緊急時対策本部要員が、緊急時対策本部（指揮所）と本店、国、地方公共団体、その他関係機関等との間で通信連絡を行つたために、衛星携帯電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX等）を使用する。 (1) 全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。	① 発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行いうための手順等 緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、通信設備（発電所外）により、緊急時対策本部要員が、緊急時対策本部（指揮所）と本店、国、地方公共団体、その他関係機関等との間で通信連絡を行つたために、衛星携帯電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX等）を使用する。 (1) 全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。	

## 川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	更 後	備 考
<p>(2) データ伝送設備（発電所外）により、国 の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ、必要なデータを伝送し、ハラメータを共有するために、緊急時運転ハラメータ伝送システム（SPDS）を使用する。</p>	<p>(2) データ伝送設備（発電所外）により、国 の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ、必要なデータを伝送し、ハラメータを共有するために、緊急時運転ハラメータ伝送システム（SPDS）を使用する。</p>	
<p>(記憶すべき事項)</p> <p>1 計測等を行った特に重要なハラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有する手順等 緊急時対策本部は、直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止及び原子炉格納容器破損防止に必要なハラメータ等の特に重要なハラメータを計測し、その結果を通信設備（発電所外）により発電所外（社内外）の必要な場所で共有する場合、緊急時対策所（緊急時対策機内）と本店、国、地方公共団体等との連絡には衛星携帯電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX等）を使用する。 また、全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。</p> <p>2 代替電源設備からの給電 当直課長及び緊急時対策本部は、全交流動力電源喪失時、代替電源設備により、衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（固定型）、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX等）、緊急時運転ハラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置へ給電する。 給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」及び表-18「緊急時対策所の居住性等に関する手順等（緊急時対策所（指揮所））」参照</p>	<p>(記憶すべき事項)</p> <p>1 計測等を行った特に重要なハラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有する手順等 緊急時対策本部は、直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止及び原子炉格納容器破損防止に必要なハラメータ等の特に重要なハラメータを計測し、その結果を通信設備（発電所外）により発電所外（社内外）の必要な場所で共有する場合、緊急時対策所（緊急時対策機内）と緊急時対策機（指揮所）と緊急時対策機（休憩所）の接続による緊急時対策所機能の移行に伴う変更</p> <p>また、全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。</p> <p>2 代替電源設備からの給電 当直課長及び緊急時対策本部は、全交流動力電源喪失時、代替電源設備により、衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（固定型）、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX等）、緊急時運転ハラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置へ給電する。 給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」及び表-18「緊急時対策所の居住性等に関する手順等（緊急時対策所（緊急時対策機内））」参照</p>	

## 川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	更 前	変 更	後	備 考
2 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項  <中 略>	2 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項  <中 略>	2 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項  2.1 体制の整備、教育訓練の実施及び資機材の配備  <中 略>	2 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項  2.1 体制の整備、教育訓練の実施及び資機材の配備  <中 略>	2 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項  2.1 体制の整備、教育訓練の実施及び資機材の配備  <中 略>
(1) 体制の整備  <中 略>	(1) 体制の整備  <中 略>	(1) 体制の整備  ア 対応要員確保及び通常とは異なる指揮命令系統の確立についての基本的な考え方 以下の基本的な考え方に基づき、通常の原子力防災体制での指揮命令系統が機能しない状況 においても、対応要員を確保するとともに指揮命令系統を確立する。  <中 略>	(1) 体制の整備  ア 対応要員確保及び通常とは異なる指揮命令系統の確立についての基本的な考え方 以下の基本的な考え方に基づき、通常の原子力防災体制での指揮命令系統が機能しない状況 においても、対応要員を確保するとともに指揮命令系統を確立する。  <中 略>	(1) 体制の整備  ア 対応要員確保及び通常とは異なる指揮命令系統の確立についての基本的な考え方 以下の基本的な考え方に基づき、通常の原子力防災体制での指揮命令系統が機能しない状況 においても、対応要員を確保するとともに指揮命令系統を確立する。  <中 略>
(i) ブルーム放送時及びフィルタメント時には、最低限必要な対応要員は緊急時対策所(指揮 所)にとどまり、ブルーム通過後又は放射線防護上の確認が終了した後、活動を再開する。  <中 略>	(i) ブルーム放送時及びフィルタメント時には、最低限必要な対応要員は緊急時対策所(指揮 所)にとどまり、ブルーム通過後又は放射線防護上の確認が終了した後、活動を再開する。  <中 略>	(i) ブルーム放送時及びフィルタメント時には、最低限必要な対応要員は緊急時対策所(指揮 所)にとどまり、ブルーム通過後又は放射線防護上の確認が終了した後、活動を再開する。  <中 略>	(i) ブルーム放送時及びフィルタメント時には、最低限必要な対応要員は緊急時対策所(指揮 所)にとどまり、ブルーム通過後又は放射線防護上の確認が終了した後、活動を再開する。  <中 略>	(i) ブルーム放送時及びフィルタメント時には、最低限必要な対応要員は緊急時対策所(指揮 所)にとどまり、ブルーム通過後又は放射線防護上の確認が終了した後、活動を再開する。  イ 対応拠点 本部長を含む対応要員等(特重施設要員を除く)が対応を行うに当たっての拠点は、緊急時対 策所(緊急時対策棟内)を基本とし、特重施設要員が対応を行うに当たっての拠点は、 □とする。 また、緊急時対策所(緊急時対策棟内)以外の代替可能なスペースも状況に応じて活用する。

## 川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	更 前	変 更	後	備 考
2.2 手順書の整備  <中 略>	2.2 手順書の整備  <中 略>	2.2 手順書の整備  <中 略>	2.2 手順書の整備  <中 略>	・緊急時対策機（指揮所）と緊急時対策室及び緊急時対策所（緊急時対策機内）が機能喪失する場合における大規模損壊発生時の適切な判断を行うため、必要な情報が速やかに得られるように情報の種類及び入手方法を整理するとともに、判断基準を明確にし、規定文書に定める。
(4) APC等による大規模損壊発生時の対応における考慮  <中 略>	(4) APC等による大規模損壊発生時の対応における考慮  <中 略>	(4) APC等による大規模損壊発生時の対応における考慮  <中 略>	(4) APC等による大規模損壊発生時の対応における考慮  <中 略>	・緊急時対策機（指揮所）と緊急時対策室（指揮所）の機能による緊急時対策所（緊急時対策機内）が機能喪失する場合における大規模損壊発生時の適切な判断を行うため、必要な情報が速やかに得られるように情報の種類及び入手方法を整理するとともに、判断基準を明確にし、規定文書に定める。
(5) 大規模損壊発生時の対応手順書の整備及びその対応操作  <中 略>	(5) 大規模損壊発生時の対応手順書の整備及びその対応操作  <中 略>	(5) 大規模損壊発生時の対応手順書の整備及びその対応操作  <中 略>	(5) 大規模損壊発生時の対応手順書の整備及びその対応操作  <中 略>	中央制御室又は緊急時対策所（緊急時対策機内）での監視機能の一部が健全であり、速やかな安全機能等の状況把握が可能な場合には、内部の状況から全体を速やかに把握し、優先順位を付けて喪失した機能を回復又は代替させる等により緩和措置を行う。また、適切な個別操作を選択できるよう、当該フローに個別操作への移行基準を定める。
(6) 緩和操作を選択するための判断フロー  <中 略>	(6) 緩和操作を選択するための判断フロー  <中 略>	(6) 緩和操作を選択するための判断フロー  <中 略>	(6) 緩和操作を選択するための判断フロー  <中 略>	中央制御室又は緊急時対策所（緊急時対策機内）での監視機能の一部が健全であり、速やかな安全機能等の状況把握が可能な場合には、内部の状況から全体を速やかに把握し、優先順位を付けて喪失した機能を回復又は代替させる等により緩和措置を行う。また、適切な個別操作を選択できるよう、当該フローに個別操作への移行基準を定める。
(7) 緩和操作を選択するための判断フロー  <中 略>	(7) 緩和操作を選択するための判断フロー  <中 略>	(7) 緩和操作を選択するための判断フロー  <中 略>	(7) 緩和操作を選択するための判断フロー  <中 略>	中央制御室又は緊急時対策所（緊急時対策機内）での監視機能の一部が健全であり、速やかな安全機能等の状況把握が可能な場合には、内部の状況から全体を速やかに把握し、優先順位を付けて喪失した機能を回復又は代替させる等により緩和措置を行う。また、適切な個別操作を選択できるよう、当該フローに個別操作への移行基準を定める。
(8) 緩和操作を選択するための判断フロー  <以下、省略>	(8) 緩和操作を選択するための判断フロー  <以下、省略>	(8) 緩和操作を選択するための判断フロー  <以下、省略>	(8) 緩和操作を選択するための判断フロー  <以下、省略>	中央制御室又は緊急時対策所（緊急時対策機内）での監視機能の一部が健全であり、速やかな安全機能等の状況把握が可能な場合には、内部の状況から全体を速やかに把握し、優先順位を付けて喪失した機能を回復又は代替させる等により緩和措置を行う。また、適切な個別操作を選択できるよう、当該フローに個別操作への移行基準を定める。

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
APC 等による大規模損壊発生時における特重施設による対応に必要な措置の運用手順	APC 等による特重施設による対応に必要な措置の運用手順	・緊急時対策機（指揮所）と緊急時対策棟（休憩所）の機能による緊急時対策所機能の移行に伴う変更
<p>操作手順 原子炉格納容器の過圧破損防止の手順</p> <p>操作手順 原子炉格納容器の過圧破損防止の手順</p>	<p>操作手順 原子炉格納容器の過圧破損防止の手順</p>	表-26